

第八十七回国会 逓信委員会 議 録 第 八 号

昭和五十四年四月二十五日(水曜日)

午前十一時五十七分開議

出席委員

委員長 石野 久男君

理事 加藤常太郎君 理事 左藤 恵君

理事 宮崎 茂一君 理事 渡辺 秀央君

理事 久保 等君 理事 野口 幸一君

理事 鳥居 一雄君 理事 青山 丘君

理事 安倍晋太郎君 理事 伊藤宗一郎君

石川 要三君 亀岡 高夫君

玉生 孝久君 堀之内久男君

長谷川四郎君 森 喜朗君

村上 勇君 鈴木 強君

阿部未喜男君 米田 東吾君

武部 文君 田中 昭二君

大野 潔君 山本悌二郎君

竹内 勝彦君 伊藤 公介君

藤原ひろ子君

出席国務大臣

内閣総理大臣 大平 正芳君

郵政大臣 白濱 仁吉君

出席政府委員

外務省経済局長 手島 冷志君

通商産業省機械 森山 信吾君

情報産業局長 龜井 久興君

郵政政務次官 林 乙也君

郵政大臣官房長 寺島 角夫君

郵政大臣官房電 神保 健二君

気通信監理官 平野 正雄君

郵政大臣官房電 健二君

気通信監理官 平野 正雄君

郵政省電波監理 局長 正雄君

委員外の出席者

外務省経済局外 務参事官 国広 道彦君

外務省経済局外 務参事官 遠藤 実君

通商産業省通商 政策局国際経済 部長 真野 温君

日本電信電話公 社総裁 秋草 篤二君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

近静止型衛星も導入してあるというふう聞いております。

一方、各国における国内通信用の衛星につきましても相当な発展が見られておるわけでございまして、カナダは一九七二年に最初の衛星アニクAを打ち上げまして以来、三個の衛星を実用に供してまいりましたが、昨年十二月には第二シリーズのアニクB衛星を打ち上げております。

またアメリカにおきましては、国内通信衛星に関する政策が一九七二年FCCによって決定された後、相次いで数種の国内通信衛星システムの建設申請が行われまして、現在三つのグループがそれぞれ二個の衛星を打ち上げまして国内通信の用に供してあるほか、さらに二つのグループが独自の衛星を打ち上げる計画を進めておるという状況でございます。

またヨーロッパにおきましては、フランスとドイツが共同して実験用の通信衛星を打ち上げ、イタリアも実験用の通信衛星を打ち上げております。

また、ヨーロッパの宇宙機関といましてESA、イサというふうにお呼びしております組織がございまして、このESAは衛星技術の確立を目的とした軌道試験衛星を一九七八年に打ち上げております。この機関は、この軌道試験衛星を基礎といたしまして、一九八〇年代早期にヨーロッパ地域用大型通信衛星ECSの打ち上げを計画しておるといふふうに聞いております。

また、先ほど先生から御指摘ございました開発途上国におきましても、衛星を利用した国内通信網の建設計画を意欲的に進めておるところでございまして、すでにインドネシアでは一九七六年にパラ衛星を打ち上げまして、現在二個の衛星を使って国内衛星通信システムを運用しております。余剰の通信回線をフィリピンに賃貸することにしてあるというふう聞いておるわけでございます。

このほか、最近、船舶を対象とする海上通信衛星計画が急速に具体化してまいっておる状況でございます。

以上でございます。

○宮崎委員 通信衛星の方は世界の大勢がわかりましたが、放送衛星についてでございます。これは技術的にも非常にむずかしい、こういうふうな言われておりますが、いま世界各国におきまして研究段階だというふうな話がございますが、この放送衛星についての実態はどうか。時間がございませんでございましていいですか、ひとつ世界の情勢を説明願いたいと思います。

○平野政府委員 それでは、放送衛星につきましては概要を申し上げたいと思います。

放送衛星からの電波を各家庭で受信できるようにするためには、通信衛星に比較をいたしましては、きわめて大きな送信出力を有する衛星と、できるだけ簡易でかつ安価な受信機が必要になるわけでございます。

アメリカは一九七四年に応用技術衛星を打ち上げまして、アラスカ、ロッキ、アパラチア地域で一年間の保健教育放送等の実験を行いました。また引き続きまして、この衛星をインド洋の方に持ってまいりまして、教育放送実験を一九七六年まで行いまして大きな成果をおさめておるわけでございます。

またカナダにおきましても、一九七六年には通信技術衛星、いわゆるCTSというのを打ち上げまして衛星放送実験を行ってあるわけでございます。

ソ連におきましても、一九七六年には放送衛星エクリンというのを打ち上げまして、主としてシベリア及び極北地方における共同受信ネットワークに對しましてテレビジョン放送の実験を行っている模様でございますが、詳細は不明でございます。

このほか、先ほど申しました欧州宇宙機関、ESAにおきましては、一九八二年ごろに実験用の衛星を打ち上げることといたしまして、また、北欧諸国におきましても、一九八〇年代中ごろに実用の衛星を打ち上げようとしておるというふうな状況でございます。

このほかにも、イランあるいはインド等におきまして、通信と放送を兼ねたような衛星の計画を持っておるというふうな承知をいたしております。

○宮崎委員 それでは、日本の通信衛星並びに放送衛星の現状についてお尋ねしたいと思っております。

郵政省の方で、CSとかBSという実験用の衛星を打ち上げられておるわけですね。「さくら」とか「ゆり」とかというのを打ち上げられております。これが大丈夫だというめどがついたからこの機構もおつくりになるということだと思ふのですが、この実用化が果たして大丈夫かどうか、この実験過程での経験を通じて大丈夫かどうかという点をひとつ御説明していただきたい。

そしてまた、できればひとつ具体的に、この実験用に使った衛星は絵がかいてありますからわかりますけれども、今度実用で打ち上げられるのはどういうところにどのぐらいのものを打ち上げたのか、大体これと同じなのかどうか、そういう一の実験的な点までひとつ御説明を願いたい。

私が申し上げておるのことは、実験を通じて本当に実用衛星を打ち上げる可能性について自信があるかどうかということ、どんなものかということ、わかかっておれば、またついでに費用はどのくらいかかるのか、その辺のことを詳しくひとつわかるように御説明を願いたいと思ふます。

○平野政府委員 まず実験用中容量静止通信衛星でございますが、CSあるいは「さくら」と呼んでおりますけれども、先生御承知のように五十二年十二月に打ち上げられまして、昨年五月から郵政省を中心として実験をいたしております。現在きわめて順調に実験が行われておるという状況でございます。

具体的に申し上げますと、電波研究所の鹿島支所の主局を中心といたしまして、電電公社の通研が横須賀にございまして、そこに副送受信局、仙台に簡易型の送受信局、離島などに可搬

型送受信局、あるいは各地を移動する車載型の送受信局、こういったものを使用いたしまして、一つの衛星を用いて同時に多数の地球局が相互に通信を行う実験、あるいは車載型送受信局を用いて全国各地域から臨時に通信回線を設定する実験、あるいは準ミリ波帯の電波の伝わり方に関する実験、その他必要な実験を順次行っているわけでございます。

現在までの実験によりまして、衛星に搭載しております通信機器はきわめて良好に動作をしております。通話の状態は良好で、陸上の電話回線を使用した場合と同程度の品質が得られておるというところでございます。

また、準ミリ波帯電波の伝わり方に関する実験でございますが、周波数が非常に短いものでございまして、長時間の降雨による影響等のデータを得る必要があるわけでございますが、現在、短期間の実験では十分な評価はできないわけでございまして、現在までのところ、当初予測をしたデータにはほぼ近い測定値が得られておるという状況でございます。

これらの実験は三年間にわたって行われるわけでございますが、これまでの実験結果から、同衛星はおおむね予測どおりの性能を有しておるということが確認されたわけでございまして、通信衛星をできるだけ早期に実用化できる見通しを得たというふうな考えでおるわけでございます。

一方、実験用中型放送衛星、これはBSあるいは「ゆり」というふうにお呼びしておりますけれども、これは通信衛星に若干おくれまして五十三年の四月に打ち上げられまして、七月から、これも郵政省が中心になって実験を開始をし、現在まで順調に実験が行われております。

具体的には、電波研究所の鹿島支所の主局から各種のテストパターンや、あるいはテレビジョンの画質評価用に作成をいたしました技術評価試験信号を送出をいたしまして、BSからの電波を全国各地に設置をした簡易受信局、受信専門局、可搬型の送受信局によって受信をして各種の実験を

取り進めておるわけでございます。

BSの実験の状況といたしましては、全国的に実施をした受信可能区域の測定実験により、晴天時において日本本土の大部分の地域では、パラボラアンテナ直径一メートル級の簡易受信装置で良好に受信ができておる。いずれも、五段階評価で評価四程度の鮮明な映像が得られておるといふ状況でございます。電界強度が低くなる小笠原などの離島におきましては、一メートルのアンテナではなくて、直径四・五メートル級のアンテナで受けるわけでございますが、同じく評価四程度の映像が得られておるといふ状況でございます。これらの状況は、いずれも当初予測をいたしました計算値に近いものというふうに考えております。

次に、可搬型の送受信局によりまして全国どのような地域から送信した場合でも衛星放送ができるかどうか、また、その際テレビ信号の切りかえが円滑に行えるかどうか、いわゆる割り込み中継の可能性でございますが、そのような実験を全国各地において実施をいたしました。いずれも良好な結果を得ておるといふことでございます。

また、降雨、降雪時における衛星電波の受信に与える影響などにつきましてもデータの取得を行っておるところでございます。

そのほか、将来の新しい放送方式を検討いたしますために、高品質のステレオ音声信号の伝送あるいは高品位テレビ信号の伝送あるいはまた静止画放送方式の伝送等の実験を行ったわけでございますが、これらの実験は三年間にわたって継続することになっております。いずれも相当良好な成果を得ておるといふことでございまして、これまでの実験結果から、同衛星はおおむね予期どおりの性能を有しておるといふことが確認されておるわけでございまして、できるだけ早期に実用化できる見通しがついたというふうに存じておるわけでございます。

次に、お尋ねのございました経費の関係でございますけれども、通信衛星二号、いわゆる第一代

目の実用衛星でございますけれども、昭和五十七年度にいわゆる実用通信衛星の本機を打ち上げ、一年おくれまして昭和五十八年度に予備機を打ち上げる予定にいたしておりますが、その製作、打ち上げの所要経費は約五百四十億円でございます。その内訳といたしましては、衛星の製作費に約二百二十億円、ロケットの製作費に約九十億円、打ち上げから静止衛星投入までの諸経費、これが約百三十億円でございます。

以上でございます。

○宮崎委員 非常に膨大な金がかかるわけですが、大臣、科学技術というのは、この前一遍「あやめ」ですが、失敗したということもございまして、これは打ち上げの技術だと思っておりますけれども、非常に先端の科学技術を実験して本物に乗せよう、いま、自信があるのだ、こういう話ですが、非常に金がかかるわけですね。これはやはり大臣の政治力で本当にやるのだという気がない、途中で一遍失敗したからというのを考えているとこれはなかなかむずかしいのじゃないかと思っております。私はそれを非常に心配しているの、どこまでも、これは世界各国でもほとんどやっているのだから、日本も科学技術の第一線からおくれないうちに、金はかかってもやるといふ大臣の決意のほどを聞かしていただきたい、こういうふうにして思っておりますが、どうですか。

○白濱国務大臣 御指摘のとおり相当の金がかかる問題でございますので、私もいろいろな気を配りながら関係各省と折衝をしておるところでございますが、幸い、宇宙開発事業団の方でも熱意を込めてやりたいということでありまして、当然私も一生懸命これが成功するまで続けていきたいと考えております。

○宮崎委員 それではこのCS2、BS2についてお尋ねしたいと思っておりますが、CS2、この新しい通信衛星を導入することによりまして、いままでの通信体系が大分変わるのじゃないか、あるいは一部において不要なのができるのかどうか、私にもよくわかりませんが、こういった影響

が非常に大きいと思うわけでございますが、その点はCS2の利用目的についてどういってお考えを持っておいでになるのかお伺いしたい。

また、ついでに、余り時間がないのでございまして、BS2についても、その利用について、これも既存の放送地上局、既存の地上放送に与える影響が非常に大きいのか、あるいはこれはどうなるのか、混乱するのかなといううな心配もいたすのですが、その辺も明快に、新しく衛星を打ち上げてもこうなんだということを簡単にひとつ説明を願いたいと思っております。

○平野政府委員 まず通信衛星二号の利用目的でございますけれども、通信衛星は、将来におきましては衛星通信技術の発展及び通信需要の増加と多様化によりまして各種の利用形態が考えられるわけでございまして、第一世代の通信衛星二号につきましては、建設省、警察庁、消防庁といった行政機関等が国民の人命、財産の保護等のために開設をいたします公共業務用の通信回線、及び電電公社が開設をいたします国内公衆通信業務回線として使用いたしまして、おおむね次に申し上げるような目的に利用することといたしておるわけでございます。

まず一番目には、非常災害等に備えまして地上系の重要回線の予備回線を設定するとともに、事故現場等との連絡回線を設定するというところでございます。第二番目には、地上系の通信システムでは通信設定が困難な離島及び辺地等との通信回線を確保することでございます。なおこのほか、特殊な催し物等の行われる現場との通信のために必要となる臨時回線の設定であるとか、あるいは地上系通信回線が一時的に集中した場合の迂回路として用通信回線の設定にも利用することができるといふふうに考えております。

要は、通信衛星が赤道上空三万六千キロメートルというようなところに静止をいたしておるわけでございまして、地上の回線とは違ったメリットがある。いわゆる地上におきまして非常災害が起きますことに対処いたしまして、有線と無線と

を相互にループ化いたしましたり対応させて考えておるのに対して、さらに宇宙に一つの中継局ができた、しかも高角度な通信回線が得られますので日本全国至るところから通信ができるというような点に着目いたしました。ただいま申し上げましたような使用方法を現在考えておるといふことでございます。

次に、実用の放送衛星の利用目的でございますけれども、放送衛星につきましては、全国あまねく普及させることが放送法によつて要請されておりますNHKのテレビジョン放送の難視聴解消のために使用することを当面の目的としております。できる限り早期に実用の放送衛星を打ち上げるために、その設計、製作に必要な基本的事項について関係機関が協力をして研究を進めていくことになっております。

また、放送衛星の教育の分野における利用効果はきわめて大きいものがあるというふうに考えられるわけでございまして、ことに衛星を利用した場合は、従来の地上系を用いた場合に比べまして全国的規模で同一時期に実施が可能であり、かつ経済的にも有利であるというふうに考えられますので、今後における需要動向を十分把握しながら衛星の利用計画を決定していく必要があるというふうに考えております。

この放送衛星につきましても、先生御承知のように非常に高角度な放送が日本列島に降つてまいりますので、難視聴対策等には非常にいいばかりではなくて、同一の番組が全国同時に放送できる、そういうメリットがあるというふうに考えておるわけでございます。

○宮崎委員 衛星の打ち上げは五十七年と五十八年というふうに聞いておりますけれども、まだ三年くらい余裕がありますが、どうしてもこの五十四年度で衛星の機構をつくらなければならぬか、国会会でやらなければならぬかどうか、その点をひとつお伺いしたい。

○平野政府委員 お答え申し上げます。わが国の宇宙開発の成果をできるだけ早く国民

に還元しようということでございまして、実用の通信衛星につきましては昭和五十七年度に打ち上げるということが宇宙開発計画で決定されておるわけでございますし、また実用の放送衛星につきましても同じ趣旨から五十八年度をめどに現在各関係機関と調整中という状況でございます。このような状況に対処をして、これらの実用衛星の管理等を行ういわゆる通信放送衛星機構をできるだけ早く設立をして体制を整える必要があるわけでございますけれども、これは衛星の製作、打ち上げにどうしても四年かかるわけでございます。また、地上施設用地の取得、局舎及び設備の建設並びに施設を運用する要員の訓練、そういったことを考えますとどうしても四年を要しますので、本機構を昭和五十四年度に設立したいというふうに考えるわけでございます。

○宮崎委員 次に、出資の問題ですが、これは政府と政府以外の者が出資するという事になっていくわけですね。そしてまた電電公社の法律改正とか日本放送協会の法律改正が出ておりますが、そういったところも出資するのだからと思いますが、出資はどうなっているのか、どこが幾ら出すということがあるのか、決まっているのか、比率が決まっているのか、あるいはまた、民間の方で出したいという人があつたらそれを受け入れるのか、その点についてひとつ簡単に説明願います。

○平野政府委員 機構の初年度の資本金は八億四千万円となっております。政府及び政府以外の者が四億二千万円ずつ出資をするということにいたしております。この政府以外の出資者といましては、当面、電電公社、NHK及び国際電電の三者が見込まれておるわけでございます。

○宮崎委員 その三者以外のところで、あるかないかわかりませんが、民間で出資したいというときには、この後の条文を読みますとそういうことが可能なような気がしますが、いまのところ予定はしていないのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○平野政府委員 現在は先ほど申し上げたいわゆる

る三者を考えておるわけでございますが、これは先ほど御説明申し上げましたように、いわゆるきわめて公共性の高い業務としてスタートするわけでございます。したがって、電電公社、国際電電あるいはNHKといった、直接すぐに公衆通信に利用していくあるいは放送に利用していく、あるいは将来の利用が見込まれる者を当面考えておるわけでございまして、それ以外の出資者につきましては将来の問題として慎重に検討を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○宮崎委員 出資者と利用者という問題がありますね。地上局をつくって宇宙局をつくって利用する人、これは新聞社とかいろいろな情報機関その他も利用したいということになると思いますが、出資者だけしか利用できないのか、そのほかの人という人に対して何か郵政大臣が制限を加えるのかどうか、認可になるのか、その辺のところ、出資者と利用者の関係についてちょっと説明を願いたいと思います。

○平野政府委員 機構の通信衛星または放送衛星に搭載された無線設備を利用するための資格といたしましては、本法第二十八条第一項第三号の規定によりまして当該無線設備を用いて無線局を開設する者となつて利用してございまして、機構への出資の有無によつて利用に制限を設けることは現在考えてないわけでございます。したがって、機構の出資者であるか否かを問わず、機構と衛星の利用契約を締結することにより、当該無線設備を用いて無線局を開設することにつき、電波法によりまして郵政大臣の免許を得た者は機構の通信衛星または放送衛星に搭載された無線設備を利用することができるということになっておりまして、機構の出資者となる特定の機関しか利用できないというふうには考えていないわけでございます。

○宮崎委員 それで大体わかつたような感じがしますが、なるべく利用したいという人は今後も利用させるようにした方がいいと思うわけでありま

す。それから第二十八条にございますが、業務内容ですが、いままで宇宙開発事業団というふうなものもございまして、そういったような関係、利用機関との関係、それがどういうふうになっているのか、ちよつとわかりにくいのですが、そういった問題。

それからいま一つ、この前から経緯を聞きますと、これは認可法人になつておるわけですね。特殊法人にはしなかつたのか、その点の問題。

あるいはまた、宇宙開発事業団というのがあるわけですから、機構上それにはやらせられないのか。

つまり私が申し上げているのは、新しい機構をどうしてもつくらなければいかぬかどうか、いままで類似な宇宙開発事業団もございまして、また、新しいものをつくるにしてもそういった特殊法人ではできないのか、どうして認可法人ということにしたのか、その辺のことを、私も多少は知っておりますけれども、はつきりとひとつ御答弁願いたいと思います。

○平野政府委員 まず、特殊法人としないで認可法人とした理由でございまして、通信放送衛星機構の主要な業務というものが、ただいま先生が読み上げられました業務といたしまして定まつておるわけでございまして、衛星を利用して通信、放送を行おうとする利用機関に対して衛星搭載無線設備を提供することでございます。事業経営的な性格を非常に持つておる。したがって、民間の創意工夫と協力によりまして一層の発展が期待されますので、民間の発意により民間の事業として行うことが適当である。一方、宇宙条約等から参ります国の役割、あるいはやうと実用

の緒につくということでございまして、宇宙通信の利用の促進というふうな面を考慮いたしましたときに、特殊法人というよりも認可法人ということが最も適当であらうというふうに考えたわけでございます。

また、宇宙開発事業団がありながらこの機構を

つくる必要性についてでございますけれども、宇宙開発事業団は、先生よく御承知のように、採算にとらわれないで、国が出資する経費によつて宇宙開発業務を実施するものでございまして、いわゆる収支相償の原則によつて最も効率的に運用されることを要する実用衛星の施設提供業務といったものとはその業務の性格が基本的には異なつておるといふふうに存するわけでございます。また、昨年の三月に宇宙開発委員会によつてまとめられました宇宙開発政策大綱によりますと、宇宙の実利用段階での人工衛星の管理につきましては、その人工衛星を用いて事業を行うものが適切な能力を持つ場合には、みずから実施をしていくことの方針が決定されたわけでございます。このような理由から、実用衛星の管理運用に当たりましては、宇宙通信政策上、わが国の衛星通信及び衛星放送の円滑な発展を期するために、通信及び放送の分野における各利用機関の技術、資金等を集約するとともに、各利用機関の利害を中立的な立場から調整するようないわゆる法人を新たに設立しようとするものでございます。

○宮崎委員 最後に大臣に一間お尋ねしたいのですが、この法案を読みますと「郵政大臣」というのが大分出てまいります。つまり私はこう考えるのですが、郵政大臣の認可許可といった面が非常に多い、それは反対から見ますと、それだけに国は、これは新しい問題ですからやはり金を相当出していかねばならぬ。いろいろとござい

ますけれども、これを成功させるために監督を強化すればするほど、やはり金をうんと出すというふうなことでやらなければいかぬのじやないかと思ひますが、そういうことについて御所感を承りまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○白濱国務大臣 御指摘のとおり、相当額が負担をしなければならぬことは覚悟いたしておりますので、関係各省と十分連絡しながら、いま折衝を続けようといはしておるところでございます。

○宮崎委員 以上で終わります。

○石野委員長 この際、午後一時まで休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

午後一時二十一分開議

○石野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。久保等君。

○久保(等)委員 ただいまは通信・放送衛星機構法案の審議中なんですが、その中で取り上げるのはいさか門違いなんですが、しかし一応そういう形で、東京ラウンドの問題に関連いたします通信機器の開放問題についてお尋ねをいたしたいと思うのです。

本年の二月二十二日の当委員会、私やはりこの問題についてお聞きをいたしました。しかし、二月二十二日の当時の情勢と今日では非常に激しい動きがございました。特に大平総理がこの三十日にアメリカを訪問するという事態を前にいたしまして、きわめて異例と思われるような急ピッチに事態が動いてまいっているようでありまして、私ども、かねがねこの通信機器開放問題について、将来の日本にとって非常にゆゆしい事態を引き起こすことを憂えてこの前も質問をいたしたのですが、最近までの動きを見ますと、非常に無原則的な、譲歩に譲歩を重ねて、結局通信機器調達の問題について一部の本体にかかわる開放をするといったようなことが伝えられておりますが、果たしてどの程度の一部本体の開放を図るのか、われわれ新聞等で若干の状況は見たり聞いたりいたしておるわけですが、定かなことはわかりません。やはりあの三月二十九日に行われました日本から参った牛場さん、アメリカのストラウスさん、この間における会談。以前の問題は別として、この会談そのものが、当時決裂をしたと申しますか、物別れに終わった、こういうことであつたようですが、外務省おいでになつていますか。

それで、この当時の日本側の具体的な提案と

いうものはどういふものであつたのか。詳細なことは別として、できるだけ具体的に、しかもこの間の経緯についてひとつ当時の情勢の御説明を願いたいと思います。

○国広説明員 三月末に牛場代表がワシントンに参りまして、交渉を詰めて切れないうちに戻つて来られたことは御存じのとおりでございます。その後、今月の初めに園田外務大臣が訪米されました際に、アメリカ側の考え方が果たして那邊にありや、どの程度のところで交渉をまとめるつもりであるかという点につきまして、大臣いろいろな方面に会われましてその真意を探る努力をしてこられました。その大臣の御判断は詳細にわたつては私つまびらかにしておりませんが、その大臣の御判断に基づきまして、来る大平総理の訪米の前に、できるものならこの具体的問題は解決したいということが日米双方の意向であるから、その解決のために政府双方でできる最大限の努力をしようという方針を立てたのでございます。その方針に基づきまして過去数日間、ワシントンのわが方大使館の東郷大使とストラウス特別代表、その他ストラウス代表のもとにある関係幹部との間におきまして非公式に何度が会合が行われております。

その最終的会合に、現時点まで私どもとして申しますのは、いまだ具体的な結論を得るに至つていないのでございます。交渉中のといひますが、折衝中のことでございますので、詳しいことは申し上げられずに残念でございますけれども、日米双方にとりまして最も都合のよい状態と申しますのは、総理の訪米の前に一定の具体的解決案を得まして、それを仕上げるためにたとえばストラウス特別代表が日本に來られてそこで確認をすることか、そういう手順が踏めれば一番よいということ、その準備をしているわけでございます。しかしながら、本日すでに二十五日でございますが、具体的結論を得るに至っていないのが現状でございます。

○久保(等)委員 政府調達コードは一九八一年、

すなわち明後年の一月一日から発効するというような性格のものですが、したがって日米間の妥協点を見出す努力はもう一層努めてまいらなければなりません。大平総理が訪米をされるころに焦点を合わせて今日までいろいろ努力をしてこられたのでしうが、その中身は外務省の方から、妥結をした状態でないからということ、具体的な経過の説明がないのは、私も外務省の立場としてはある程度理解できます。しかし、少なくともこれは公知といひますか、新聞その他の報道機関が伝えまするように、大変な譲歩に譲歩を重ねてまいつておる。これが一体どういう根拠でこういうアメリカ側の要求、またそれに対してこちら側がだんだんとそれこそバナナのたき売りのような形でもって譲歩に譲歩を重ねていくというふうなことは全くわれわれには理解できないわけであつて、すでに四月十二日にジュネーブにおけるE.C.との間におけるこの東京ラウンドの問題について一応妥結を見て仮調印がなされた。これは一体どういう中身になつていますが、アメリカ側の要求と対比して。

○国広説明員 四月十二日にこの東京ラウンド交渉は全体として実質妥結をいたしました。その妥結の重要な一つの要素といたしまして、現在御討議の政府調達関係の規約づくりがございまして、そこで合意されておりますことは、規約の枠組みについてでございます。この枠組みについてはわが政府としても別に異存はございませんで、種々話し合いの結果、わが方といたしましても合意し得るラインというものが出たのでございます。しかしながら、その適応の対象となる物資が何であるか、機関が何であるかということについては今後確定をしていくわけでございます。それを今年中に大体確定をしまして、その確定した内容を相互に見合ひまして、仮にE.C.の出すものと日本が出すものとの間におきまして均衡がとれてないというふうなことになるかと、極端な場合には、E.C.側は日本に対してこのコードを相互に適用しないという状態が生ずるわけでございます。

また、同様のことはアメリカについても同じでございます。ほぼ均衡がとれた実質を得るといふことがこれからの作業でございまして、いまアメリカとの間でやつております電電公社を中心とした政府調達の交渉というのは、まさにこれから仕上がっていくものは相互に満足し得るものであるかどうかということに達するための努力でございます。四月十二日の枠組みの次の段階の話でございます。

○久保(等)委員 ちょっと不分明なお答えなんです。ジュネーブで仮調印されたE.C.諸国との間の東京ラウンド交渉では、政府関係調達物資は門戸開放の対象からお互いに電気通信施設については外すのだというのを確認し合つていっているんじゃないですか。

○国広説明員 お答え申し上げます。E.C.側としましては、電気通信施設は今回の適用の外であるというふうにしております。

○久保(等)委員 申しておるだけじゃなくて、これは合意したのでしょうか。

○国広説明員 合意したのは政府調達の取り決めの枠組みでございます。コードそのものでございまして、コードの適用となるものにつきましてE.C.の方が電気通信施設を対象外とすると言つていことは、われわれとして承知しておるわけでございます。

○久保(等)委員 それに対して日本側の態度はどうなんですか。

○国広説明員 目下この電気通信施設につきましては日本自身がアメリカ側と交渉しているところでございます。したがって、日本がどの程度この政府調達の中に電気通信施設を含めるかという点について日本自身が今後決定をするわけでございますので、われわれはE.C.に對しましてはこれから決定するわけでございます。

○久保(等)委員 そういう態度そのものもきわめて不可解な話です。それが非常に不満であるならこれはもちろん将来に問題を残すことは結構ですが、われわれの理解するところ、また当然

そうあるべきだと思つたのですが、電気通信施設を外そうというときに、日本の現在の通信機器の技術水準の問題、日本の現在における通信ネットワークの現状、そういった問題から考えて、こっちの方がひとつ大いに開放しようじゃないかというふうな提案をするようなそんなばかなことはいふのはあり得ないし、またそんなことは考えてないと思うのですが、結局アメリカとの交渉があつて意詰まつていないから、向こうの方から申し出があるけれども、こっちの方ではこれを現在のところとはひとつたな上げしておこう、そういう態度にしかとれないのですが、なぜ好ましい契約というか、お互いの話し合いがまとまればまとまつたでけじめをつけていかないのですか。むしろそういう情勢の中で、アメリカに対して不当な要求に対しては理論的にも現実的にもきつちり断るという態度をとるべきだと思つたのですが、なぜわざわざそういう申し出があるものを未解決のままに放置するのか、これはどうしても納得できない。いま御答弁のあつたようなそういう考え方なんです。

○国広説明員 ただいま私が申しました電気通信施設をECの政府調達の提案の中に含めないということは、ECの決定でございす。それに対してわが方がいかなる態度をとるか決めておらないうと申し上げたのでございす。

アメリカとの関係に関する御質問の部分でございす。アメリカとの関係におきましては、この政府調達の問題は、一つには政府調達の対象とすべき金額全体の問題と、それからもう一つは、日米間の経済関係全体における電気通信機器に関する貿易の問題と双方がございまして、その双方から考慮しまして、電電公社の調達に入味できるようなしてほしいという米側の強い要求にどういうふうに対処するかという観点からも取り扱つておるわけでございす。

○久保(等)委員 アメリカの問題はまたアメリカの問題としてお尋ねしますが、しかし、少なくともEC諸国との関係における問題は、新開等では合意したというふうに伝えられておたのですが、それは誤報ですか、お尋ねします。

○国広説明員 大変失礼でございす。ちよつと質問が聞き取れませんでした。

○久保(等)委員 私が少なくとも新聞等で聞き及んでいる限りにおいては、いま私のお尋ねしている電気通信機器の問題について、電気通信設備を外すというふうなことに合意したというふうに聞き及んでいるのです。新聞等でそういう伝えられたことは誤りだつたということですか。

○国広説明員 ECは電気通信施設を含まないという決定をして、その決定の上でECの提案を出しておるわけでございす。それはわが方として合意するしないの前に、ECはその方針をもう変えないということとございすので、あとはわが方がオファーをするときにどういうオファーをするかという問題でございまして、合意したは枠組みでございす。

○久保(等)委員 事実がそういうことであれば、事實は事実としてお聞きいたしますが、とても理解に苦しむところでございす。これはまた、総理も後でおいでになりますから、そのときに尋ねすることにししたいと思います。

ECがそういう態度をとつておることも、いままでの過去の経験に徴してそういう考え方にならざるを得ないのだと私は思ふのです。かつてイギリスの問題、当委員会がこの前も質問の中でちよつとお尋ねしましたが、一度随意契約を競争入札という形でやつてみたが非常にうまくいかなかった、そういう経験にかんがみてまたこれをもとへ戻して今日随意契約という形でやつておる。そういうふうな経験なり苦い体験等から出ている、これはイギリスの例なんですけれども、そういうことだろうと思ふし、それからまた、技術的に外国から導入しなければならぬほど技術水準が低ければ別です。そうでもないとなると、これはイギリスあたりのそういう苦い経験からして、ECの場合にはいまお話をあつたようにすでにEC間においては一つの決定というか結論的なものを明確に出しておることがいまのお話で理解できるわけなんです。そういう一つ一つの提案があつたものを、あえて日本がこれに対して待つてくれというふうな形で、その問題についての合意というところは持つていつておらない、そういう外交の進め方自体にも問題があると私は思ひますが、これは議論になりますからここでは差し控えます。

同時に、アメリカ自体の場合についても、一体アメリカ自体の現状はどうなんだということを考えてみますと、これも私が申し上げるまでもなく、AT&Tそのものが自分の子会社、ウェスタン・エレクトリックでもって随意契約をやつておる。またさらにその他の部分についても、これは子会社じゃないけれども他の会社に随意契約をやつておる。言いかえれば競争入札をやつておる部分はほとんどないと言つてもいいような状況に置かれておるのだ。これは民間であるとか政府調達であるとかということを抜きにして、電気通信事業、電気通信機器というものを考えたときには、施設そのものの持つ重要性あるいは公共性というふうなものには変わりはないと思ふのです。形式的に民間会社であるから開放せよ、民間会社であるから開放せよ、これはもう民間で通信設備の重要性というものは、これはもう民間であらうと、あるいは公共企業体であらうと、国営であらうと変わらないと思ふのです。だから、そういう点から考えるならば、アメリカみずから開放しないでおいて、日本にだけ開放しろと言ふこと自体がきつめて一方的であり、理不尽であるというふうなわれわれは考えるのですが、外務省は一体その点についてはどうお考えですか。

○国広説明員 御存じのこととございまして、いま直ちに政府調達の対象となる会社ではございせん。この点は、先生御存じの上での御質問と思ひます。

その民間会社であるAT&Tに対してはアメリカ

カ政府は独禁法上の観点から、すでに、余り独占的な契約をしないように、自由公開入札の手續を踏んだ調達が多くなるように、司法的な面から圧力を加えておると言うような言葉になります。指導を試みております。正確な数字は残念ながら把握し得ませんが、アメリカ側の言つておる数字です。すでにAT&Tは現在でも一〇%から二〇%近くの調達を外国から行つておるということをお尋ねいたします。これは確認に努力しております。正確なところは確認できないでおります。日本の電電公社がカバーする分野のものにつきまして、わが方はアメリカに対してかなり多くの輸出をすで行つております。

実は、米側としては、わが方に何とかして、現在の大規模な出入アンバランスにかなりがみ、日本側に輸出をふやしたいという努力をしております。その一環として、一番有望な電子通信機器において何とかして輸出をふやしたいという努力をしますと、やはりこの電電公社の調達問題というものにどうしてもぶち当たりますので、ここで何とかその入札系統に加えてもらつて手だてをしてほしいというのがアメリカ側の要望でございまして、そういう日米の貿易関係からいいますと、アメリカの目から見ますと、アメリカが最も得意とするところで、形式上政府の輸入制限はなくても、実質上、非常に輸出がなくなつておるという点が非常に大きな問題となつておりました。この解決につきまして日本政府の協力を求めてきておるのでございす。

○久保(等)委員 だから、民間のものであるから対象外だとか、あるいは政府調達関係から対象になるんだとかいう議論は、あくまでもそれは政府調達規約の面からだけ見ればそういうことになるのでございす。しかし、その一因として電気通信の持つ重要性というものは、民間であらうと、あるいはさつきも申し上げたように国営であらうと公企体であらうと、変わらないわけですよ。だから、そういうものを外国から——一体その技術が非常に劣つておるのなら、これは私は導入す

もの、そのものを明確に出しておることがいまのお話で理解できるわけなんです。そういう一つ一つの提案があつたものを、あえて日本がこれに対して待つてくれというふうな形で、その問題についての合意というところは持つていつておらない、そういう外交の進め方自体にも問題があると私は思ひますが、これは議論になりますからここでは差し控えます。

同時に、アメリカ自体の場合についても、一体アメリカ自体の現状はどうなんだということを考えてみますと、これも私が申し上げるまでもなく、AT&Tそのものが自分の子会社、ウェスタン・エレクトリックでもって随意契約をやつておる。またさらにその他の部分についても、これは子会社じゃないけれども他の会社に随意契約をやつておる。言いかえれば競争入札をやつておる部分はほとんどないと言つてもいいような状況に置かれておるのだ。これは民間であるとか政府調達であるとかということを抜きにして、電気通信事業、電気通信機器というものを考えたときには、施設そのものの持つ重要性あるいは公共性というふうなものには変わりはないと思ふのです。形式的に民間会社であるから開放せよ、民間会社であるから開放せよ、これはもう民間で通信設備の重要性というものは、これはもう民間であらうと、あるいは公共企業体であらうと、国営であらうと変わらないと思ふのです。だから、そういう点から考えるならば、アメリカみずから開放しないでおいて、日本にだけ開放しろと言ふこと自体がきつめて一方的であり、理不尽であるというふうなわれわれは考えるのですが、外務省は一体その点についてはどうお考えですか。

○国広説明員 御存じのこととございまして、いま直ちに政府調達の対象となる会社ではございせん。この点は、先生御存じの上での御質問と思ひます。

その民間会社であるAT&Tに対してはアメリカ

カ政府は独禁法上の観点から、すでに、余り独占的な契約をしないように、自由公開入札の手續を踏んだ調達が多くなるように、司法的な面から圧力を加えておると言うような言葉になります。指導を試みております。正確な数字は残念ながら把握し得ませんが、アメリカ側の言つておる数字です。すでにAT&Tは現在でも一〇%から二〇%近くの調達を外国から行つておるということをお尋ねいたします。これは確認に努力しております。正確なところは確認できないでおります。日本の電電公社がカバーする分野のものにつきまして、わが方はアメリカに対してかなり多くの輸出をすで行つております。

実は、米側としては、わが方に何とかして、現在の大規模な出入アンバランスにかなりがみ、日本側に輸出をふやしたいという努力をしております。その一環として、一番有望な電子通信機器において何とかして輸出をふやしたいという努力をしますと、やはりこの電電公社の調達問題というものにどうしてもぶち当たりますので、ここで何とかその入札系統に加えてもらつて手だてをしてほしいというのがアメリカ側の要望でございまして、そういう日米の貿易関係からいいますと、アメリカの目から見ますと、アメリカが最も得意とするところで、形式上政府の輸入制限はなくても、実質上、非常に輸出がなくなつておるという点が非常に大きな問題となつておりました。この解決につきまして日本政府の協力を求めてきておるのでございす。

○久保(等)委員 だから、民間のものであるから対象外だとか、あるいは政府調達関係から対象になるんだとかいう議論は、あくまでもそれは政府調達規約の面からだけ見ればそういうことになるのでございす。しかし、その一因として電気通信の持つ重要性というものは、民間であらうと、あるいはさつきも申し上げたように国営であらうと公企体であらうと、変わらないわけですよ。だから、そういうものを外国から——一体その技術が非常に劣つておるのなら、これは私は導入す

カ政府は独禁法上の観点から、すでに、余り独占的な契約をしないように、自由公開入札の手續を踏んだ調達が多くなるように、司法的な面から圧力を加えておると言うような言葉になります。指導を試みております。正確な数字は残念ながら把握し得ませんが、アメリカ側の言つておる数字です。すでにAT&Tは現在でも一〇%から二〇%近くの調達を外国から行つておるということをお尋ねいたします。これは確認に努力しております。正確なところは確認できないでおります。日本の電電公社がカバーする分野のものにつきまして、わが方はアメリカに対してかなり多くの輸出をすで行つております。

実は、米側としては、わが方に何とかして、現在の大規模な出入アンバランスにかなりがみ、日本側に輸出をふやしたいという努力をしております。その一環として、一番有望な電子通信機器において何とかして輸出をふやしたいという努力をしますと、やはりこの電電公社の調達問題というものにどうしてもぶち当たりますので、ここで何とかその入札系統に加えてもらつて手だてをしてほしいというのがアメリカ側の要望でございまして、そういう日米の貿易関係からいいますと、アメリカの目から見ますと、アメリカが最も得意とするところで、形式上政府の輸入制限はなくても、実質上、非常に輸出がなくなつておるという点が非常に大きな問題となつておりました。この解決につきまして日本政府の協力を求めてきておるのでございす。

○久保(等)委員 だから、民間のものであるから対象外だとか、あるいは政府調達関係から対象になるんだとかいう議論は、あくまでもそれは政府調達規約の面からだけ見ればそういうことになるのでございす。しかし、その一因として電気通信の持つ重要性というものは、民間であらうと、あるいはさつきも申し上げたように国営であらうと公企体であらうと、変わらないわけですよ。だから、そういうものを外国から——一体その技術が非常に劣つておるのなら、これは私は導入す

ることはあり得ると思うのです。それを無理やり、こり押しに、あれをよこせ、これをよこせといったような物の言い方で開放を求めるというのですよ、率直に言つて。しかも、通信というのは、私が申し上げるまでもなく、これは何といつたて、その一國にとつての神経系統と言われる基幹的な事業ですね。しかもまた、その持つ使命というものは、余り最近そういったことは言われなけれども、通信の秘密確保という問題はこれはプライバシー確保という点から取り上げられておけるけれども、単にプライバシーだけの問題じゃなく、通信の秘密保持という問題は、国家間における秘密ももちろんあるわけです。だから、そういう意味では、通信の持つ秘密保持の問題は国家にとつて非常に重要な問題だと思ふのは思ふのです。だから、そういった特殊な任務を持った、しかも公共事業であるわけですね、その中の通信設備の、しかも本体、それでもまだ手ぬるいといったようなことで、かきにかかったような形で次々と吹かけてくる。これはどう考えても私は普通の常識では理解できません。

だから、それが単に政府調達規約の面から見ると、いやそれは民間であるから対象にならぬ、政府になつてからどう、そんな理屈は全く形式的な議論であつて、実体というものを見詰めて、その重要性を考えたときにどう扱うべきか。いい例が、いま申し上げたように欧州の場合もそうでない。アメリカ自体も、それは形式的には民間だから対象にならぬとは言つてはいるけれども……

それから、数字的な問題について必ずしも明確にして把握しておられないようですが、たまたま御答弁になつておられる方がそういったことについてつまびらかでないということならなんですか、外務省として、そういったことについて実態把握はできているのですか、できていないのですか。一〇%とか二〇%とか、いかげんな数字を言つておられるが……

○国広説明員 先ほどの数字で、米側は一〇%

ないし二〇%近くと申しておりますが、私どもとしては種々努力しておりますが、非常に正確なところは把握できないのであります。申し上げましたのは、私個人ではございませんで、外務省ないしほかの機関を通じて統計的にそのことを非常に正確なところまではわからないと申し上げておりますが、一〇%以上とかそういうふうな面ではその間違ひはないだろうという推定でおります。

最初に御指摘の点につきましては、まさに御指摘のとおり問題意識が私どもにございまして、そういうわれわれ交渉当事者として注意しなければいけないことをできるだけ勉強しまして、そこを守りつつ解決の道をたどらうとしております。そのために、話し合いがいつまでも時間を要し、何度話しても困難をきわめていくというのは、まさに私ども自身にそういう意識があるからでございます。

○久保(等)委員 ですから、そのことは、これは総理に申し上げなければならぬことだと思ふし、郵政大臣にももちろん申し上げなければいかぬが、なぜそんなに急いで——政府調達コードの発効が明後年、一九八一年ということになつていくようにですからね。それをなぜ急いでこのところを、しかも四月二十日なら四月二十日夕方までとか、何月何日の何時までにまとめなければならぬとか、なぜそんなことを——しかも、ファイフ・ティーフ・ファイフ・ティーフのお互いに譲歩しようじやないかというなら、これはまた話はわかります。相手の方はどんどん押す一方であつて、こっちの方は何月何日までに結論を出そうと言へば、それは向こうの言う考え方を受けざるを得ない。これは私はどう考えてもまことに理解できないし、これは国民自体も理解できない。けさの毎日新聞にやないですが、論説を見て出てくるように、非常にわからない。見出しは「わかりにくい政府調達問題」、よくわからないう。しかも、時間がないうならそれこそもうECを含めて、とにかく八月なら八月に発効するんだからというふうな話はわかります。再来年でしよう、それをアメリカ

だけ特別なケースみたいに扱つて、あす、あさつてにでも片づけなければならぬ、今度はたまたま大平総理がおいでになるから、大平総理のその訪米までに間に合わせるように片づけよう。そんなあつては合はせざるやうに片づけよう。そんな重要な問題でずからね。それで、もともと出ているのが赤字解消の問題なら、赤字解消の問題としてなぜ取り組まないのか。

私は通産の方へお伺いしたいと思うのですが、アメリカ側には日本からの出超によつて大變な赤字になつていくわけですが、一体この原因というのは、自動車等がアメリカ側から見れば大變な赤字になる最大の原因だと思ふのですが、これらの問題に対して一体どう考えているのですかね。それで、とんでもない、通信の非常に重要部分の、中核神経と言われる通信問題に持つてきています。これはもう私、非常に重大な問題だと思ふます。だから通産の方にお尋ねしたいと思ふのですが、赤字を赤字として、その原因になつていく問題について一体どう赤字を解消するのか、そういうことをまず第一義的に考えるべきだと思ふのです。その問題に手をつけなくて、いわば全く縁もゆかりもないところへ話を持つてきて、もしやられるならば——もちろん通信機器についての若干のアンバランスがあるようですが、これもどの程度数字を把握しているのか知らぬけれども、ジョーンズという昨年の年末やつてきたあの委員長の報告による資料から見ても、せいぜい日本から行つていくのは三億ドル、一億ドルにもならぬです。それから、日本の方へ入つてきているのは十数億程度ですから、さらにそれより少ないようですが、とにかくいづれにしろ一億ドルにならぬ話です。それをとにかく最初の案では六億ドル、六億ドルからさらに九億積み上げて十五億ドル、十五億ドルからさらに十億積み上げて二十億ドルあるいはまた二十五億ドルを超えるんじやないかと伝えられております。それで、とにかくいまの段階でもきわめて厳しい情勢に東郷大使のものがおられると私は思ふのです。

一体どこにそこまで次々と押されなければならぬ理由があるのか。全く主権性がないというところじやなくて、これは大變な問題だと私思ふのです。だから、その点は総理はすつかり頭に入れて訪米をされてもらいたいと思ふのです。

それで、総理がおいでになるまでに何か問題を残しておくとはなはだ申しわけないあるいは恐れ多いからなんという考え方が若干でもあるのなら、とんでもない話で、総理が行つてカーター大統領と直接——そういった問題がネックになつてくるのなら、真のパートナーシップというものは本当にお互いに腹を割つて理解し合うところにあると私は思ふのです。どちらかが無理をして押し切るなんというのとはもつてのほかだと私は思ひます。だから通産として、アメリカから見れば大變な集中豪雨的だと言われる日本側の立場から言つての赤字ですね。その問題についてはそのものずばりで対策なり何か考へておられるんですか。一体どういふことになつていきますか、通産は。

○真野説明員 ただいま久保先生の御質問の日米の貿易赤字の状況でございますが、これは数字等はもう再三御承知のことだと思ひますが、昨年、一昨年と百億ドル、昨年は百億ドル超える対米赤字になつておることは事実でございます。ただ一つ基本的な最初の動向としては、対米赤字のみならず、日本全体の貿易の赤字というのが減少、縮小の傾向にある。これはいろいろな原因がございしますけれども、そういうことがまず一つあるうかと思ひます。

それで、先ほど先生から御指摘ありました対米赤字をどう解消するかという基本的な課題でございますが、現在日本とアメリカの間に相当日本の出超、アメリカの入超という事態、これはどういふ事態になるかと申しますと、われわれが一番避けねばいけないのは、アメリカの中において日本に対する輸入制限というような保護主義の動きが出てくることをまず絶対避けたい、こう考へておるわけでありまして。したがつて、日米の貿易の赤字についてはできるだけ拡大均衡の方向で物を考

えていきたい。つまり、アメリカに対するわが国の輸出が制限されるような事態は避けたい、これは日本の産業に非常に大きい影響がございまして、それは避けたい。同時に、そうかといって、こういうような赤字が累積することは、アメリカの国内に保護主義となり、いろいろな面での不満、個別の業界からの不満等も累積しておるのは事実でございまして、そういう不満に対してわが国は直接個々の業界に対してはいろいろ話し合いもしたり了解もとりおられますけれども、やはりアメリカ側の日本に対する製品輸出もふえるというように拡大均衡のことがよく、これがお互いの産業活動なり雇用の関係から見れば一番望ましい姿だ、こういうふうな考えでございまして、したがって、私どもとしてはそういう意味で日米の関係は相互の貿易の拡大の中で均衡していくという考え方でございまして。

しかしながら、現状先ほど先生御指摘でございましたように、ここの二年の間の日米の貿易のインバランスというものがアメリカの国内に非常に一種のいら立ちを生じておるのは事実でございまして、アメリカとしてはやはり日本に対して、象徴的な意味で市場の開放性、日本の市場は閉鎖的でないか、保護主義でないか、こういう意味で市場の開放を求めてくる、こういう状況にあるのは事実でございまして、私どもとしては、そういうような要らざる疑いを避けるためには、日本として、アメリカに対してのみならず世界各国、後進国も含めて開放されているという方向をやはり着実に積み重ねていく、こういう方向でしか解決できないと基本的には考えております。

ただ、先ほどお話しございました電電公社あるいは政府調達問題については、やはり向こう側としては機会均等といいますが、自分らもそういう機会を与えてもらうことを非常に希望しております。そういう意味での市場開放の向こう側の一種の象徴的な要求になっておる形でございまして、私どもの考え方は以上申し上げたとおりでございまして。

○久保(等)委員 考えただけではなくて、やはり実効上がするように。

問題は、赤字なら赤字で、アメリカ側の立場に立つて、日本から大変な出超でもって赤字が出る、それならそれなりにまず第一義的にはそこに重点を置いて解決を図らなければ、それこそ自動車やその他の問題を全く性格の違うところへ持ってきて、しかもそれが強引に一方に持ってくるなんというところは、これは本来通産の問題です。だから通産が中心になって解決しなければならぬと私は思うのです。外務省は窓口ですからそういう立場で外交上やっていると、問題の本質的な解決というものは、これは通産政策にあるわけでしょう。通商問題にあるわけですから、その点をしっかりと踏まえて解決するように。それで仮に徐々に改善の方向に向かっているのなら改善の方向に向かっているで、五年なり十年なりという長期的な計画でも立てるなりして納得させる。全く理屈も何も立たないところで話を打ち込まれて、そういうことに対してこれはまた唯々諸々と、まあ唯々諸々じゃないかもしらぬが、いやだいやだと言いつつながら結果的には全く御無理もつともで話を進めている。しかも、それでもいい顔をまだしてないのですね、率直に言って。私は一体どこに真意があるのかよくわからないのです。

ところで、この電気通信回線の問題、通信のネットワークの問題についてはアメリカが従来からもちろん関心を持っていますことは事実です。関心を持つことは結構なんだけれども、最近、今月の十四日ですが、アメリカにある大手の情報処理業者のコントロール・データ・コーポレーション、CDCというんだそうですが、このCDCが連邦通信委員会に異議を申し立てた。その理由は、要するに国際電報が専用線に対しての使用制限をしていた、専用線を開放しろということがアメリカの会社の言い分なのですが、これはひとりこの問題がまたまた出たというだけじゃなくて、従来から回線開放の問題が非常に強くアメリカ側から

出てまいっております。これは特に窓口になるのは国際電報だと思っておりますが、しかし通信は御承知のように国内とか国際とかいうのは何もありません。とにかく世界グローバルにつながるわけだし、したがってそういう点では日本の国内問題とも全く同じなんですから、要するに通信回線の開放をしろということをおかね主張しているわけですよ。そこへもってきて、いま言うコンピュータその他の通信機器の本体をぜひひとつアメリカの物資に開放しろというような問題が出てくるわけですよ。そういう問題と関連を無視して今回の通信機器の開放問題を考えるわけにはまいらないです。これはだれが考えても、歴史的に考えてもそういう関係があるわけですよ。

そうなるかと、ますます日本の電気通信というものに対する日本の立場として、一つの独立国家として、通信回線というものが他国の意向によつて実質的に支配されるなんという状態は、少なくとも独立国家としては独立国家の要件を欠くことに私はなると思っています。そういう問題に私は関連があると思つてきつて重要視しているわけであつて、決して電電フアミリーとか通信フアミリーだとかそんないろいろな論議、論議ではございせんが、いろいろなことを言う向きもあるようでありまして、日本の電気通信事業というものをどう守っていくか、どう一体発展をさせていくかという問題は、単に私がいま取り上げた国際電報の問題——日本は情報社会の中で孤立化するのじゃないか、もし通信の秘密が守られる意味で孤立化するなら私はそれで結構だと思つてます。

何か業界も、どんどん開放してもらふことさえやつてもらへばいいんだという考え方は、この通信回線に対する理解が十分だとは言えないのじゃないかと思つております。最近の風潮は情報データ何でも開放しなさい、それで何でもだれでも自由にやれるようにすべきなんだというような意見が非常に強いのですけれども、一体電気通信というものは本来そういう性格のものであつて

いいのかどうか。私はそれでは困ると思つております。ね。回線そのものの、ある程度通信の秩序という面、それから一元的に運営することによつてそれこそ資源的にもむだのないネットワークというものがつくり上げられる。それからまた、乱立することによつてこれは申し上げるまでもなく大変いろいろな弊害が出てくるわけですよ。資本投下の面から言つた大変な資本を要するわけですから、そういう点では、この米大手業者が連邦通信委員会にデータサービスの問題で異議を申し立てたというつい最近のニュースでございまして、こういったことも考え合わせますと、ますますもつてこの電気通信機器の、しかも本体に触れて開放しろなどというような問題について、これに簡単に承諾を与えるというようなことは私は断じてあつてはならぬと思つてます。

時間が来ております。実は質問がまだ大分残つておるのですが、私の与えられた時間はきつめてわずかでありまして、省略をいたしてまた別の機会にでもお聞きしたいと思つておりますが、ただ総理訪米を直前にしていまそれこそ大変なつばぜり合ひみたいなことになつておるようですけれども、ぜひその根本を誤らないようにしてもらいたいと思つておるのです。きょうは本来なら外務大臣あるいは通産大臣に直接御出席を願つて、申し上げたりお聞きしたいと思つたのですが、これは唐突の委員会であり上げたような形になつておるものだからそれはやむを得ないと思つておりますが、とにかくそういう将来の重要な問題をぜひ誤らないようお願いしたいと思います。

それから、時間がありませんが、最後に郵政大臣に。郵政大臣のお考えというものは、私は当初の取り組み方についてはよく了承しているつもりです。しかし、その後、先ほど来申し上げますように非常に事態が変わつた。その事態が変わつた中で時々対応された姿というものは必ずしもりつぱだとは言えないし、特に最近の心境、どういふ方

針でおられるのかちよとお聞きしたいと思うのです。簡単に答え願いたい。

○白濱國務大臣 私どもと同じ久保委員の考え方を承りまして、感銘深く承ったところでありますが、事は外交折衝の問題でもありますので、いま御指摘のとおり、私も非常な複雑な心境のもとにいまおるといことを申し上げておきます。

具体的にも申し上げたいことがございますが、外交交渉でいまつばぜり合ひの最中でありますので、御理解いただきおきたいと思ひます。

○久保委員 終わります。

○石野委員長 次に、武部文君。

○武部委員 最初に外務省にお伺ひいたしますが、いま久保委員からの質問にお答えがありまして、けれども、電電公社に後で関係いたしますからお聞きするわけですが、

誤歩による内容をもとにしてアメリカで東郷・ストラス会談が行われた。しかしこれは進展をしていない。しかし、外務省の今日までの発表によりますと、そのストラス・東郷会談の結果を受けて、二十五日、六日、きょう、あした、ストラス代表の訪日が予定されておる。それは大平総理の三十日の訪米を前にしてそういう計画がある。これはだれも承知しておるところですが、いまあなたの話を聞きますと、アメリカにおける東郷・ストラス会談は不調になった。きょうは二十五日。したがって、大平総理の訪米前のストラス代表の来日は不可能になった。このように理解していかどうか、これを聞きたい。

○国広説明員 実は当初最も順調に筋書きがいきましますと、二十五日ごろにはストラス代表が日本に来るような段取りになるかという筋書きもございましたが、先ほど御説明しましたように、双方の非公式な話し合いは具体的な結論を得る段階に至っておりません。あと一日ぐらゐの間でそういう段階に至りますれば、トンボ返りでストラス代表が日本に来るといことも不可能ではございませんが、いまのところそういう

ふうな予定を立て得る状態ではございません。

○武部委員 それではまず最初に、私は去る二月二十八日当委員会、この公社の資料調達問題について質問をいたしました。当時電電公社が部分開放に同意したという報道がされました。

公社の従来の方針が変わったのか、こういうことを質問をしたわけですが、これに対して公社の秋草総裁は「新聞報道など、私たちは責任を持ったお答えはできません。変わっておりません。」という答弁でございました。私は、変わっておられない結構だ、それでひとつ進んでほしい、こういうことを述べました。郵政大臣も同様に、このとき私は質問いたしました。私も心配を

皆さんもいろいろ心配しておられるようなことについては、私も心配をしておられるような問題だといふようなことを明確に答えられたわけですが、ところが総裁は去る二十日、田中官房長官との会談で、アメリカ側の要求の焦点となっている通信機本体の開放に同意した、こういう報道がされたわけですが、これは事実かどうか、これをまず一点。

それから、田中官房長官が秋草総裁を呼んでそのような要求をし、いま申し上げたようなことになされたが同意したということになっておるわけですが、官房長官が秋草総裁を招いて本体の開放を強く要請したという件について、一体郵政大臣はそういう相談に乗っておったのか、それを御承知だったのか、これをお二人からお聞きしたいのです。

○秋草説明員 お答え申し上げます。私は、御案内のように先般辞意を表明した次第もございまして、今日こうした国会の場で答弁をするという資格があるかどうかということに危惧するものでございしますが、郵政大臣から切なる依頼もありまして今日まで職にとどまっておりますが、きょうも、それは心配ないからぜひ出席しろといふことで出てまいりました。このことを前もってお断りしておきます。

ただいまの御質問でございしますが、確かにそういう要請がありました。それで私は同意いたしま

した。事実でございます。

○白濱國務大臣 ただいま総裁から御答弁申し上げたのとおりでございますが、私が承知をしておったのかという問題につきましては、ちょうどあんなに通信記念日でございます。私は外におつたといふようなことで連絡が十分にまいらない関係もありまして、事後承諾の形になったといふこととでございますので、御了承をお願いしたいと思ひます。

○武部委員 いま秋草総裁が述べられたことに関連いたしますが、総裁は、電気通信施設本体の国際公開入札の問題について踏み切らざるを得なくなった、こういう立場からそれに関連をして白濱郵政大臣に総理あての辞表を提出された、こういうことが報じられておりますが、いまも話しになったわけですが、これについてはいまの私が申し述べたことで全く間違いございませんか。一体あなたの真意は何であるか、それをちよつとこの機会にお聞かせをいただきたいと思ひます。

○秋草説明員 私はここ長くては六カ月、終始一貫公社の主張を懸命に各委員会に臨みまして述べました。今日まで与野党を問わず電電公社の主張に對しましては御後援、応援していただきまして、また公社も今日の電気通信事業を築き上げるまでには並み並みならぬ先輩の努力というものもありまして、この後にはたくさん先輩の努力というものを励まして、今日まで世界でも一流の電気通信事業を築き上げることができた。その歴史もございまして、今日まで、いままで私どもの主張したことは少しも間違つてはいなかったといふことを私は確信を持って言えると思ひます。第一、第二、第三次案、第二次案というものになって、第二次案も非常に忍びがたきを忍んで出したのでございまして、これが意外にも新聞に発表されてしまった、もうこれで十分いけるという確信を持っておったのですが、意外にまた最後の要請が来た。ちよつと当時私はさつと頭に浮かんだのは、郵政大臣にとかく相談しなくてはいいかと思つたのです。

が、時間もきょうの夕方までに出発するんだといふようなときでございます。通信記念日の四月二十日でございますが、十時半ごろ電話がありまして、すぐ頭に浮かんだのは郵政大臣でございますが、郵政大臣はちよつと式場で大きな式典をやつていらつしやる、急遽決意するといふこともなかなか大変で戸惑つたのでございしますが、副総裁だけは相談して、こゝまで来ればやむを得ない、大変私は自責の念に駆られますし、特にこの数カ月にわたつて与野党を問わず、また与野党の方からもわざわざアメリカまで出向かれて、左藤团长以下五人の方まであれだけ御苦勞なされた方々に対して本心に申しわけないといふことで、帰つてきて直ちに郵政大臣におわびと御報告を申し上げまして、私の決意を披瀝した次第であります。

○武部委員 総裁は、この辞意を漏らされた直後に記者会見ですか、あなたがおっしゃった言葉が報ぜられておりますが、外套を取られた上に次は上着も取られて、最終的にこゝまで来てしまった、こういうことが報ぜられました。その外套を取り、上着を取ったのは、官房長官を窓口とした政府だといふふうには私は理解しておりますが、そういうふうにあなたも理解しておられますか。

○秋草説明員 政府が取れと言っているわけじゃない。これは外交交渉で、アメリカの要請からこの問題が起つたことはもう当然であります。何も政府が喜んで取っているわけではございません。その点は外交交渉の立場でアメリカの要請であるといふふうには私は思っております。

○武部委員 あなたの今日まで一貫してとてこられた当委員会での発言やその他の事情を私どもよく承知をいたしております。したがって、この段階で大変苦渋に満ちておられることもよくわかります。こういうふうな紛争を起した責任をとつて自分は辞任をする、こういうことを述べておられるようでありまして、少なくとも紛糾させた責任というのは政府側にあると私は思ふのです。当委員会も一貫して、各党とも同じようなことを主張し、電電公社も一貫して、郵政大臣も同

じ立場でこれを主張し続けてきた。それが今日こういう段階になった。そういう紛糾を起こしたものは文字どおり私は政府側にあると思うのです。先ほど久保委員からの発言があったように、アメリカ側の不当な圧力に屈した、そういう態度が今日の事態を起こしたのであって、そのようにとらなければならぬ。あなたのいろいろな立場から、大要官房長官や大平総理にも意向はよくくんでもらってありがたいと思っておるとか、政府に盾突くつもりはないとか、いろいろなことをおっしゃっておる。それはそれなりに私もあなたの立場からわかります。しかし、現実起きておるこの事態というのは、われわれから考えれば、いま私が申し上げた以外にはないと思うのです。そういう意味で、あなたは一貫して今日もお公社の主張してきた態度は誤りないという気持ちを持っておられるか、再度伺いたい。

○秋草説明員 繰り返し申しますが、いままです張したことは正しい、そういう信念を持っております。

それから、大平総理も当時福岡に行っていたし、記者会見でその報道を受けて、政府の責任だとおっしゃいますけれども、私は政府にかわって責任をとるなという大それた、大げさな気持ちには毛頭ございません。私は、電電公社の長く築き上げた歴史と輝かしい現状と、それから私を応援してくださった従業員、幹部、これに對して本心に申しわけない。それから郵政大臣はむしろ私以上に情熱を持って、終始一貫私を叱咤督促し、また応援してくださった、この点は私自身としても狭い意味の電電公社の中でも非常に大きな責任を感じているということでございます。

○武部委員 大臣はこの秋草総裁の辞意表明についてどのようにお考えですか。どういふふうにいまそれを処理されておるか。さらに、この問題を一つの契機にして政府側の意思統一をさらに図る意思があるかないか、それはどうでしょうか。

○白濱国務大臣 私も政府の一員であることは間違いないが、今回の秋草総裁がとりま

た一連の行為に對しましては、十分私もその立場も尊重しながら、また気持ちも承りながら、私自体もなるほどなと感心をしたのであります。が、何しろ先ほどから申上げましたとおり、外交折衝のさなかでありますし、また、日本だけのことで解決できる問題でもないというふうな、そうした事態を踏まえまして、従来のような気持ちを失わずにひとつ努力してもらいたいというところで、いま慰留という言葉はどうかと思っておりますけれども、一体となつて今後も努力しようではないかということをお互いに話し合っている最中でありま。

○武部委員 それじゃ、ちよつと角度を変えて御質問いたしますが、今日まで公社は一貫して本体の開放は反対だという主張を続けてこられたわけですが。したがって、われわれも現在の日本の通信機構の中においてはそれは当然だ、世界の慣行から見てもそれは誤りだということ、そういう意見も述べてきたわけですが、電話機だけではなしに本体開放に應じたという報道だけしかわれわれのところに入っていないわけですから、一体通信機器の本体というのはどういふふうにならわれば理解したらよろしいか、本体の開放をどの程度まであなた方としては認められたのか、これをひとつ具体的に述べてください。

○前田説明員 お答えいたします。公衆電気通信設備の本体という言葉を米国側がよく使っておりますが、これは非常に厳密にどこからどこまでという世界的な合意のある言葉ではございませんが、いままでの経緯から察しますに、われわれは電話機から伝送設備、交換設備を経て相手の電話機に至るすべて、電話機から電話機までのものを通信の本体であるというふうと考えております。

そこで、先ほどお話がありましたように、本件の一部について政府の強い御要請もありまして案として提出してあるわけでございますが、現在この案についてまさに交渉の最中でございますので、その詳細についての発言は御遠慮させていただきます。

だきたいと思っております。

○武部委員 そこが実は問題なんです。一番の問題点なんですよ。この本体の一部、おっしゃるように電話機から一番最後の末端の電話機、その間のものをみんな本体、これは大体われわれもよくわかってはいるんだが、本体の一部ということが私は問題だと思つておる。たとえば、その中に一番重要な問題として占めるのは、たとえばクロスバーの交換機であるとかあるいは電子交換機を含む通信関連のコンピュータ、そういうものが、あるいは同軸ケーブルの問題、そういうものがいま日米間の開放の対象になつていふふうな理解していいのかわか、それはどうですか。

○前田説明員 お答え申し上げます。現在問題になつておりますその一部というものがどういふ品物であるかということをおし上げますと、結局現在交渉途中の案の内容が公表されることになりまふので、その詳細については控えさせていただきますと思つておりますが、われわれはこれを決定するに際しましては、とにかく今後そのようなことが行われました場合に、国民に対するサービスの影響度なるべく少ないもの、あるいはこれに對して今後われわれが知恵をしぼってまいりますと、あるいは努力をしてみよう、その影響をなるべく防ぎ得るようなもの、そういったような観点に立つて選定をいたしております。

○武部委員 交渉の最中ですからこれ以上のことを聞いてもお答えがならぬようですからそれ以上のことは申し上げませんが、私どもが承知しておるところでは、最初はやはり金額の上積みの問題が中心であつたように理解をしておりました。ですから、金額の総額において足らぬ、だからもっと上積みしろ、それには一体何を開放すべきかというのでいろいろなことが出ておりました。これは重複いたしますから避けますが、問題は、私は量もさることながら質の問題だと思つておる。さつき久保委員もおっしゃつたやうな現在の日本の通信機器の実情から見ても、非常に世界の水準

をいつている日本の水準から見ると、私は、量もさることながら質の問題というのは大変重要だと思つておる。したがって、通信の性能そのものを左右する質の問題というのについて、これから世界における技術水準の競争、そういうものを考えると、質というものは譲れない大きな内容を持つておると思つておる。したがって、これ以上のことは言いませんが、私は少なくとも量の問題と質の問題というものは、むしろ質の問題にこそ大きな重点を置くべきではないだろうかというふうに思つておる。その点を特に要望しておきたいと思つておるが、これ以上のことは申し上げません。

そこでもう一つ、量の問題ですが、開放品目の総額についていろいろな金額がいま出ております。いろいろな金額が出てきて、やれ二十三億ドルとか二十五億ドルとかいろいろなことが言われておりますが、最終的にいま現在この開放の品目の総額は大体幾らくらいで東郷・ストラスワース会談の中に持ち込まれておるか、この点はいかがでしょうか。これはわかつておれば外務省でも結構ですが、わからなければ電電でも結構です。

○遠藤説明員 現在交渉の対象になつております開放額その他につきましても、交渉の内容にわたりますので発言を差し控えてさせていただきますと思つておる。

ただ、一つだけ申し上げられまふことは、日本の全体のオフターの額が、前回の交渉のころ大体五十とか五十五とかそういう数字でございまして、それに対して質量ともにその後オフターとして改善をされていくということでございます。

○武部委員 あなた、いま全然金額のことについて述べられませんでした。金額はもうすでに当初からずっと積み上げられてきたんだが、最近総裁も一次とか二次とか言われておるんだが、これは明らかに金額はつきまとしておるのだから間違いないのですから。現在の段階で総額幾らくらいということであつた方はアメリカと折衝中、このことがなぜ言えないのですか。

○遠藤説明員 現在、折衝が質とともに量の問題もやはり絡んでおります。その意味で交渉の内容にわたりますので、大変申しわけございませんが発言を控えていただきたいと思います。

○武部委員 私はちよつと了解できませんが、あなたとやりとりしたって言わぬものではないが、ない。現実には二十五億ドル、約五千億というふうな新聞報道はもうそれを出してあります。大体二十五億ドルというのが一番高い最近の数字になつておるようですが、これは約五千億円で。こういう莫大な金額の内容のものが開放されるということがすでにアメリカでやられておる、そうしてそれになお不満で会談は成功しておらぬ。全くわれわれにとっては納得できない事態だと思つておる。このことは私は後で大平総理に申し上げなければならぬと思つておりますからこれ以上触れません。

そこで、本体が競争入札の対象になるということとは、われわれの承知しておるところでは、いま競争入札をやつておるのはスウェーデンとスイスというふうなことを聞いておつたわけですが、この二つの国でも本質的には競争入札ではないと見てよからう。そうすると、全く世界に例を見ない競争入札というものが日本で行われる、日本のみの市場開放、こういうことになるわけですが、そういう不公平なことを日本の市場に持ち込むということになつてくると、通信機器の事業に携わつておる労働者にとっては非常に深刻な雇用不安を招くことは当然予想されるわけです。すでにそういう諸君は、この機器開放について雇用問題をめぐつての反対の申し入れを政府にやつておる、これも事実であります。もし仮にいまうきされておるような機器の開放がなされて競争入札になつた場合に、わが国の電電公社を取り巻く関連事業の中でどういふ数の企業がこの対象になり、そして一体何人ぐらゐの諸君がこの余波を受けて雇用不安にさらされるというふうに見えておるか、この点はいかがですか。これは電電公社というよりも政府側から聞かなければならぬのですが、通産省

でわかりますか。

○森山(信)政府委員 私どもで大まかなところは大体把握しておるつもりでございしますが、ただ開放の範囲がいまの段階でまだ決定いたしておりませんので、どういふ影響が具体的に出てくるかにつきましては詰めを行つておりません。

○武部委員 それでは、時間が来ましたから最後にもう一つ。

そうすると雇用不安が起きるということは当然予想されるわけですが、この雇用不安に対して、開放ばかりじゃないのですから、開放によつて起きるそういう現象について、政府側としてその対策を立てておるか、考えておるか。これは大臣、いかがですか。そういう話が当然出ておると思つておる。いかがでしょうか。

○白濱國務大臣 種々の場合を考慮しながら政府としては案を立てまして、いま練つておる最中でございしますが、いま通産省から答弁がありましたとおり、まだ具体的に範囲がわからないということとでございしますので、ここで具体的に申し上げるところではございません。

○武部委員 あとの問題は総理にいたしますから、終わります。

○石野委員長 次に、鈴木強君。

○鈴木(強)委員 私も若干の質疑をいたしたいと思ひます。

非常に残念な事態を迎えておるのでございしますが、しかしいまからでもこの問題に対して根本的な対応策を練り直してもよからう、こう私は思いますから、そのことを中心に関係者にお伺いをいたします。

昨年の夏以前の段階でジュネーブで東京ラウンドの交渉が行われておりました、その一環として電電の開放問題というのが出ておつたわけでありまして、われわれも何回かこの委員会でもその態勢に立ちおくれないようにしっかりと政府としてもひとつ腰を据えてやつてほしいという要求を強くしておつたわけでございます。その後、本年に入りまして大変雲行きが怪しくなりましたので、二

月二十二日ですが、この委員会でもさらに質疑が行われたという経過になっておるのであります。いま最終的な政府案といひますが、一つの案がまとまつて、これが東郷・ストラスウ会議の中で合意に達するかどうかわかりませんが、この点ちよつとはつきりしたいのですが、額あるいは通信機器本体の開放はどういふものなのか、それがわれわれつまびらかにできませんので非常に残念でございしますが、外交交渉上やむを得ないと思ひますからそれはおきますが、ストラスウスさんは当初日本に二十五日ごろ参るといふような予定があつたのですが、ヨーロッパの方に行つておられたのでございしますが、それで帰つてこられてその後日本に來られるというふうな様子だったので、二十三日ですか四日ですか、ストラスウスさんと東郷さん、会つていますね。その際に、一応日本から示された案については即答を避けて保留しておるわけですが、それに対してまだ正式な態度の表明はなかつたのでございしますか。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。

二十三日、月曜日でございしましたが、東郷大使よりストラスウス大使に日本側の提案を提示いたしました。それに対して、たゞいま御指摘ございしましたように先方で検討する、こういうことでございまして、その後いろいろなコメントは出てきております。出てきておりますけれども、まだ最終的に話が煮詰まつていくということではございません。

○鈴木(強)委員 総理は三十日に羽田を出発されてカーター会談に出かけるわけですね。ですから外務省の読みとして、このストラスウス通商特別代表から、示された案に対する回答はいつごろになるのか、そしてそれを受けて総理の渡米との関係、こういう点はどのようなのですか。

○遠藤説明員 できるだけ早く実質的な交渉をまとめたいという考えでございまして、これが先決であると考えております。ただ、いろいろ問題が技術的にもむづかしいということがございまして、事務的なレベルでのいわゆるクラリフィケーションと申しますか、こういったことに時間をまだ費やしておりまして、まだ最終的にはつきりした形が出てきておりません。

○鈴木(強)委員 先般、園田外務大臣が訪米された際に、新聞の記事で見たのですけれども、当然この問題も話題になるだろう、したがつて、一九八一年にコードが発効するわけですから、もし非常に問題があれば後にもいいんじやないだろうかと、向こうの意見を聞いてくるんだというふうな御発言があつたように聞いておりますけれども、園田さんが訪米された際のアメリカ側の意向というの、やはり今度の総理の訪米の際に決着すべきである、遅くも東京サミット前に決着すべきである、そういうふうなアメリカ側の感触を得てきておるのでございしますか、その点はどうなんでしょうか。

○遠藤説明員 この問題はアメリカ側も、日本側もでございしますが、できるだけ早急に話をまとめるべきである、もちろん日本側といたしましては当然主張すべきことは多くあるわけでございますが、し、妥協な結論を出すべきであるという観点から、互譲の精神でまとめるということを常に先方に強く申し入れておりますけれども、解決自体は一日も早くする必要がある。これは、現在アメリカ、ヨーロッパ、特にアメリカの議会を中心といたしましていろいろ対日輸入制限の動きがある、こういった非常に深刻な事態を前にいたしまして、できるだけ早く解決すべきである、こういう点につきましては双方とも同じ意見であるというふうな理解いたしました。

○鈴木(強)委員 そこで非常に問題になるのは、この電電公社の通信機器の開放問題というものが日米間の貿易のアンバランス、こういうところから基本的に出てきておるのだということをつくづく感ずるのです。現在、日米間の貿易収支の額を見ると、輸出が二百四十九億ドル、輸入が百四十八億ドルですから、差し引き百一億ドルの日本側の黒字になっておる。この黒字をアメリカはどうしても減らさうということからして、非常に日

トナーです。われわれが一番大きく信頼しなければならぬ国だと思ひます。ですからそれだけに、そういう事態をよく考えてくれればそんな無理なことは私は言わぬと思ひます。現に業者の代表の方もこれは大変なことですから——さきほどのくらの人が減るのか、中小のメーカーにどういう打撃を与えるのか、こういう点について武部委員から質問がありましたけれども、適切な答えはありません。しかし通信電線機材メーカーの人たちは大変な騒ぎをしているわけですよ。東京で反対の大会も開いて政府にも陳情し、みずからもアメリカに行つておる。それから自由民主党の議員団の方々も左藤先生を団長に一行五人が向こうに行かれておりますよ。私はその行かれた報告を正式に聞いたわけじゃありませんけれども、三月十九日の電報新聞というのがございまして、その新聞、ここに記事がありますが、拝見すると、向こうでは何か大変よく日本のことを理解してくれているのですね。言っていることがちがはくなくんですよ。たとえばちよつと読んでみますと「十六日帰国した伊藤宗一郎代議士は、米國側に売らんかなの姿勢がありありとみえたが、長期的な電気通信機器の安定供給という点では信頼できないとみた」というふうに述べておりますね。それで「アメリカの貿易赤字の三分の一が対日赤字ということもあつて、何でもいから日本の政府調達七十五億ドルを開放しろ、と言っている。もはや昔日のアメリカではない。日本に対するヒガミや焦りもあるようだ。アメリカの危機感はあるが、外国にものを売るには日本のように努力をしなければいけない。根本的に考え方を改めなければならぬだろう。米議会関係者は電電公社と指定していない。」この調達について、開放については、「とにかく買つてくれという態度だ。米政府は、各国GNPなどから米國百二十五億ドル、EC百五億ドル、日本七十五億ドルの政府調達開放を要求している。これまでにとまつた日本政府の三十一億四十億ドルを七十五億ドルにまで増やすには電電公社を入れなければならないが、現実には七十

五億ドル買うということではなく、枠を七十五億ドルにしろということのようだ。従つて米國が実際に受注できるかどうかは別問題だ。」非常に優秀な電気通信機器についてもこういうことを言っているのですね。「日本の電気通信機器は優秀で、百加入当たり一カ月〇・六件と故障の少なさは世界一で、アメリカよりはるかに優れている。それにネットワークは統一した設計思想のもとに一貫した有機的なシステムとして構築されるものであるから、外国の機器は入れられない。それはベル・システムと同じではないか、と主張したのだが「故障を起すような機器しかアメリカは作れない」と言うのか。故障なんてどうということもない」と開き直るし、どうも信頼がおけない印象を受けた。「こういうような報告が載つていゝるわけですね。それから、もう一人前田先生が一緒に行かれたようですよけれども、東京ラウンドの問題、昨年八月にオレンジ、牛乳のものがあつたね、ミックスンが来たりしました、米國にも行つたり。ところが、今度の電電公社の資料調達の問題については、少なくとも皆さんの感觸としては、米國の電子工業とか通信工業界が主体性を持つて、どうして電電公社の資料調達を取り上げてくれ——オレンジとか牛乳のときには向こうの農民がござつてやつたわけですね。ところが今回の場合には、いろいろ政治的な関係でとにかく無理難題を押しつけてきているというのが今日のこの開放問題ではないかと思うのですよ。ですから、そういう点をよく考えていただいていくならば、もう少し——赤字のしわ寄せを農畜産物に持つていった、それでも足りない、今度はどこかないか、政府調達品だ。政府調達品でも、もつと政府が考えてみて、電電公社の電気通信政策というものを基本的に守りつつ、できるだけ協力はしなければいかぬと私も思ひますよ。しかし、本質的な、基本的な思想、政策を変えることは許されぬ。そういう点では、もつとアメリカと相談をしていけばアメリカもわかってくれるのではないか、その

努力が不十分ではなかつたかと私はつくづく思うのです。その辺を通産大臣が本當にどれだけ理解しておつてくれたのかということについて、私は疑問を持つ。外務省もそういうことはよくわかりません。結局外務省というのは国際政治の方にどうしても引きずられますよ。ですから、通商関係を主体にするあなたの方と、国際関係の問題とが絡んで、そして正しい政策というのがめめられていく、そういうことになつていゝるのが今日の実情ではないでしょうか。私はそう思ひざるを得ない。その点あなたは大臣じゃないからちよつと気の毒だな。政治屋じゃないからちよつと気の毒だけれども、それがよく江崎さんにわかつていゝるだろう。私は商工委員会の議事録も読みましたけれども、わかつていゝれば、われわれがもう少し納得できるような答弁をしていくべきではないか。自民党の中にも、実際にやつてみた人たちはアメリカの事情はよく知つていゝるのですよ、私たちは残念ながら行けませんでしけれども、そういう事情を通産省、よく知つていゝるのか。

○森山(信)政府委員 私も通産省の政府委員でございまして、通産大臣の答弁に際しましては私も全部立ち会つております。通産大臣に対するレクチュアも私の責任でございまして、したがひまして、私は大臣に對しまして、十分な理解を得ていただいたものというふうにごえておるわけでございます。

先ほど鈴木先生から御指摘のございました、欧米における電気通信事業と日本の電気通信事業との違い、まさにおっしゃるとおりでございます。日本だけが開放させられることは大変おかしいというところは、外務省もよく理解をしていただきて交渉に当たつていただいたと思ひます。ワシントンにございまして現地の日本大使以下外務省の関係の方々、十分なる外交折衝をしていただきまして、アメリカ側もそれは理解をしておると思ひます。わけでございます。しかしながら、なおかつ開放を求めてくるということに問題の本質があるのではないかとこのことでごいまして、この問題

の本質をどう見るかというのは、実は大変な問題ではないか。これは、わが通産省といたしましていろいろな見方があると思ひます。したがひまして、現実の問題をどう対処するかにつきましては、先ほどお答えいたしましたように、通産省として早く関係各省でその接点を見つけていただきたいというのが基本姿勢でございます。十分ではないかもしれませんが、私どもなりの理解はしておるつもりでございます。

○鈴木(強)委員 あなたがついていゝるのだから、かなりわかつていゝるのだからけれども、実際にあつていゝところと答弁するときには通商関係が先に來てしまふものだから、早く開放すべきだといゝるようなことに力が入るから非常に誤解を受けたのだと思ひますが、まだ本當にはわかつていゝるかどうか、私は疑問に思ひますよ。いづれにしても、郵政省と通産省の意見の完全一致といゝるものがないままやられたこと、これは事実でしよ。郵政大臣はそんなことは知らぬでしよ。少なくとも主管である郵政大臣が相談に乗つたのですか、どうですか大臣。

○白瀧國務大臣 先ほどお答え申し上げましたとおり、あいに私は二十日の日には、通信記念日でございまして外におりまして、どうも官房長官からの連絡がうまくまいりませんでした。秋草総裁との連絡がうまくいかなかつたということで、事後承諾というふうな形になりましたことを先ほど申し上げたのでございまして、いろいろ御心配をおかけしましたことを申しわけなく思つております。

○鈴木(強)委員 その点は大変、よくわかつておりますが、要するに田中官房長官が秋草総裁を呼んで、通信機器の本体の開放をすべきである、新聞なんかの内容を見ますと、こういうことを言つたと思ひます。先ほどのお話を聞いてみると、その前にもきつと何か若干の受け入れ策といゝものは公社も考へておつたようですね。最終的に本体の開放、そのときに、政府の官房長官が秋草総裁に伝達する場合に、これは政府としての見解で

すから、公社は政府機関ですから、相当重みがあるわけですね。

〔委員長退席、野口委員長代理着席〕

ですから、そういう大事な話をするときに、少なくとも本休開放ということに対して、その時点であなたと相談をして、それではこういうようにしようじゃないかというようにするのが政府の役目じゃないですか。われわれから見ると通産と郵政とが意見が分かれてきた。それを調整して完全に一致したなら、これはいいですよ。そうでないですね、あなたは二月二十二日にここで答えてくれたような見解をまだ持っていると思いますから。そうであるならば、そういうものを總裁に伝達する前に話をすべきではないですか。少なくともあなたは閣僚でしょう。白濱郵政大臣でしょう。その所管している大臣に何も相談しないで、通商の方だけ向いて、それで自分の意見をまとめてそれでやった。そういう秘密的な運用をしていいのですか。

○白濱國務大臣 いいか悪いかという意見を私が申し上げるのもどうかと思いますが、政府の立場として官房長官がとり行ったことについて私どもがいろいろ批判をする、そうした立場にはないわけでありまして、秋草總裁を初め公社の幹部の諸君がいろいろ連絡の上、打ち合わせてやったことに対しては、私も十分、事後承諾の上ではありますけれども、私を信頼したしておるわけでありまして、したがって、これは御質問ではございませぬけれども、秋草總裁がその後にとりました行為に対しては、私は一心同体だから心配するなということ、一生懸命今後の対策を立てているというところでございませぬ。

○鈴木(強)委員 あなたは閣僚です、国務大臣でもあるし、内閣の責任者は総理大臣でしょうね。総理大臣の意向を受けて官房長官がやったというふうになるのかどうか、その点私はよくわかりませんが、いずれにしても、いま聞いてみると、当該の所管大臣に全然話をしなかったわけ

ですね。話もしないで大事な、基本的にあなたの考え方と違うようなものをばかっとなされて、それで自分の意見は内閣が決めたのだから言えませぬというふうな、そんなことなんでしょうか。それはたまたまですね。そんなばかんなことはないでしょう。あなたは官房長官に、どうしてわたしにも一言言ってくれないのだ、おれも一生懸命で来たじゃないか、それぐらいのことは言えないのですか。官房長官が決めてしまえば、何を決めてもあなたは言えないのですか。そんなに閣僚というものは弱いのですか。それじゃ總裁じゃないですか。

○白濱國務大臣 それほど弱いものではないから、私もその後二度三度会っておりますから、私の申し上げることは申し上げているつもりでございませぬ。

○鈴木(強)委員 だから、そういうことを先に言わなければだめですよ。それでなかったら、あなたはまるつきり飾り物みたいになつてしまふ。それはそれでいい。あなたの意見に反するものを、一生懸命やっているのに、頭越しにやられたら、あなたはおもしろくないでしょう。人間であればそうでしょう。しかも内閣の職務分限上、そんなことは許されないことです。だから、そういう内閣の不統一の中でちくちくやることがあったのだから、私は何もここで急いでやることがないだろう、もう少しと時間を置いてもう一回やり直して、アメリカとも話し合いをして、なるほどアメリカもわかったというふうな努力をもう少し重ねていけないうのかどうかということが、いまここへ来たから政府もわれわれ国会も考えるべきことだと思ふのです。そういう意味で、本会議の質問もしたいというのでわれわれは申し入れたわけですから、それはできませんでしたが、もう少し大臣もしっかりした態度でやってほしいと思ひますね。

それから、森山さんにもう一つ。この本体の開放によって中小メーカーがかなり打撃を受けると思ふのですけれども、それに対する対策は何か持っておりますか。

○森山(信)政府委員 基本的には私どもの認識は、日本の電気通信機器メーカーは国際的には相当な力を持つておるといふ認識でございませぬ。しかしながら、開放の結果、入札あるいは指名、いろいろな開放の様態があらうかと思ひますので、その様態のいかんによりましては影響は出てくることは当然ではなからうか、こういうふうな考えでおるわけにございませぬ。

そこで、先ほどお答え申し上げましたとおり、電気通信機器に關します責任は通産省でございませぬので、私どもは業界の育成振興というものを図る責任がございませぬので、その範囲内におきまして考える限りのことをやってみよう、かように考えておるところでございませぬ。

○鈴木(強)委員 それでは総理がお見えになりましたから、もう一つ質問がありましたけれども、それはやめまして、これで終わります。どうもありがとうございました。

○石野委員長 この際、通信行政に関する件について調査を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。左藤委員。

○左藤委員 今回の電電公社の資料調達問題に關しまして、私は過日党からの派遣ということで渡米いたしました。そして、わが国の公衆電気通信の実態をアメリカによく理解していただきたいという立場で、開放するものはできるだけ開放するといいたしまして、どうしてもすることができない問題については理解を得てこの問題を解決していきたい、こういう立場でアメリカの議会の人々にお話をいたしましたわけにございませぬが、そのとき

の印象から申しまして、総理にも御報告申し上げたのとおり、議会筋なりあるいは政府筋でも、国務省とかFCCとかというふうな立場の人たちは幾らかでも日本の公衆電気通信というものを理解してみようという感触があったと思つたわけ

ありますけれども、肝心のこの問題の一番アメリカ側の責任者であります大統領府にありませぬ、特別通商交渉部と訳しますかSTRのストラウス大使あるいはウルフ次席大使は、何かわれわれの主張を理解しようという意欲が、意思といひますか、というふうなものが全くないという感触を得たので、これは大変な問題だといふふうな感じにわけにございませぬ。

われわれとしては日本の電話サービスを守っていくということであつて、業者をどうするといふふうな立場よりもむしろそういう国民の電話サービスというものを確保する、こういう見地から、それに支障のあるものはひとつ勘弁していただきたい、安易に開放してもらつては困る、こういうことであるけれども、できるだけ協力はしていかなければいかぬ、日米の友好親善を阻害するということにしたいくないわけにございませぬが、そういった立場で、私はいま党の政調の通信部長も仰せつかつておるといふふうなこともございませぬ。

過日有志の先生方ともお諮りして、公社として出し得る限度いっぱいこの試案をまとめて、これで何か交渉していただけないかということをお願いしたわけにございませぬ。

その際に、これはどういふわけか私もよくわかりませんが、外務大臣の方にこのことをお願いしたわけにございませぬけれども、内容が新聞に漏らされておつて、そしてそのことで、外務大臣にいたしましてもあるいは官房長官におかれても、何かこれではアメリカとは十分交渉できないといふような一つの不満が述べられた。

それで過日、新聞の伝えまるところによると、政調会長あるいは官房長官から電電公社の秋草總裁をお呼びになつて、そこで本体の一部開放といふことを強く求められて總裁がこれを承諾された、こういうふうな伝えられておるわけにございませぬ。この間のいろいろな折衝とかいふことで何か外務省が手のうちを全部先にさらしてしまつて、そしてそれでまだ不満であるといふことも、また新聞の伝えるところでは、そういうことが表に出

てくるというふうなことをしてアメリカと折衝された、こういう経緯につきまして、外交の折衝というものはそういうものかというふうなことで非常に不信といえますか不思議な感じを持ちまして、手のうちをさらしてなお交渉があるものかというふうな感じを持っておるわけでございます。

この点について総理がどういふふうな御決断をされたかということをお伺いして、そして、このことについて総理としてはこの経緯を御承知なのかどうかということもあわせてお伺いしたい、このように最初に思っております。

○大平内閣総理大臣 政府調達問題、なかなか電電公社の購買問題につきまして、与野党を通じて国会に大変御心配をかけまして、恐縮をしております。

この問題は背景が大変深いわけでございまして、簡単に申しますと、ここ三年の間に日米間の貿易収支が二百数十億ドルの黒字を記録するというふうにと考えられないような事態が起こってまいりました、このことはひとり日米間の問題であるばかりではなく、世界経済全体の安定に決して健全な状態でない、何とかこれを改善しなければならぬという世論がアメリカにおきましても起こってまいりましたこと、これは私も理解できないわけじゃないと思えます。それでアメリカ政府の立場でございまして、とにかくアメリカのコンGRESS、アメリカの国会に對日批判が強うございします。たまたまこの国会に對しましては、ジュネーブで先般大筋で合意を見ました多角的な関税交渉が終わりまして、それに関連いたしました法案が次々と国会の承認を得なければならぬという、日本もそうでございしますが、アメリカもそういう立場にあるわけで、その場合国会の了承を取りつけるにつきましては、政府がこういう異常な状態を改善するにつきまして努力を払っておるというふうなことがないかという立場にあるように、アメリカ政府当局が非常にかたくな態度をとられておるという背景にはそういう事情

があるのではないかと私は想像いたしております。

したがって、そういう世界的ないろいろな貿易関税交渉の成功を図っていく上から申しまして、また日米間の関係を円滑に運営してまいりる上から申しまして、こういう異常なアンバランスは何としても改善されなければならぬ、これは当然のこととございまして、政府は前からそのことを察知いたしまして、前の内閣以来内需の振興を図りまして輸入拡大を図って、本格的に収支のバランスを招来するような手だてを講じてきており、最近になりましてその成果はだんだんと顕著に改善の方向に出てきておることは御案内のとおりでございます。

そういう一般的な対処の方法で済めばよかったのですけれども、アメリカでは日本の市場がどうも閉鎖的でないかということをお主張されまして、その象徴的な問題として、いま左藤さんが指摘された問題を取り上げられたわけでございします。これは日本政府が取り上げたわけではないのです。向こうの方がこれはどうだ、問題ではないかというところで取り上げられてきたわけでございまして、そこで私も私といたしましては、電電公社にいたしましては国鉄にいたしましては、それぞれ国民に對しまして安全で低廉なサービスを提供する責任があるわけでございまして、これは調達問題ばかりにこだわっているわけにいかない、日米関係の御心配を国鉄や電電にお願ひするわけにいかない、電電や国鉄はそういう本来の使命に邁進していただくわけでございしますが、このように問題が個別問題として日米間で取り上げられた以上は、どうしても政府としては何とか処理しなければならぬわけでございします。したがって、電電、国鉄の責任というわけではなくて、政府としてたえらるる限度はどんなんだという見当をつけさせていただいて対米交渉に当たる、責任は一切政府が負うという決意でもって当たったのでございします。

その過程におきまして、いま左藤さんが仰せに

なるように、どうも交渉の過程が新聞にばらばらリークされるという事態はみづともないじゃないか、それは日本の国益を損なうばかりでなく、行政のモラルのあり方としてもおかしいではないかということ、御指摘のとおりでございまして、私はそういうことのないようにいつも慎んでおるつもりでございしますけれども、日本の民主主義というものは相当活力のある民主主義でございまして、きょうも新聞社が大ぜいおいでになっておられますけれども、大変な取材能力を持っておりまして、そしてそれを封殺する力は政府にはございませぬ。そこで、できるだけわれわれは努力をいたしておるつもりでございしますけれども、間々リー

テージがないという保証はないわけでございします。で、今後その点は十分気をつけてまいりるつもりでございしますけれども、精いっぱい政府が努力しておるけれども、そういうことが間々起こり得るということ、その責任はしかし政府にあるわけでございまして、今後その点は十分慎んでまいりたいと思っております。

しかし、そういう過程を経まして、いよいよこの問題につきましても最終的な段階になりました、きのうワシントンにおきまして折衝が行われたわけでございしますけれども、まだわが方の提案に對しまして先方が満足するに至っておりません。また、この問題のどのようにならうか、いままた真剣に政府の中で検討をいたしておるところでございします。しかし、いずれにいたしましても、責任は全部政府において行かうものであるというところ、そして政府の責任において行かう以上は、電電あるいは国鉄等がその責任を果たす上におきまして重大な支障を招来するようなことのないようにしなければならぬと考えております。と同時に、日米間におきまして起こってまいりました問題は何か処理しなければならぬという政府の別途の責任もございしますので、そういうことを念頭に置きながら、いませつかく解決への苦慮を重ねておるところでございします。

○左藤委員 いま総理からこの間の経緯についてお話があったわけでありますけれども、私、きょうこのワシントンからの電報ですが、報道を聞いておりますと、アメリカ側は日本側の妥協案といえますか、今度出された案というもので一応、たとえ政府調達の公開入札対象規模とかあるいは関税の引き下げの繰り上げ実施というふうなものについては日本側の努力を評価しておるけれども、電電公社の開放品目内容はお不十分である、あくまでも高度技術を伴う品目を開放すべきだという従来の態度を崩さなかったというふうなことが言われておるわけであります。そういうことで、私は、最後に全部開放せよということまでやらないことは、金額の問題よりも内容の問題として、アメリカはもうこれで応じないのじゃないかというふうなことが非常に心配されるわけであります。こういうことを言い出しましたならば、われわれ先ほどから申し上げましたような公衆電気通信を守っていくという立場から見ても非常に心配が多いわけであります。

そこで、総理のお考えをいたしまして、この問題が解決しなかつたならば、たとえば今度は訪米されませんが、日米首脳会談というふうなものはどうしても話がうまくいかない、だからどうしてもこれはそれまでに解決したい、こういうふうにお考えになつておられるのか。さらにもう一つ、六月の終わりに東京サミットが開かれるわけでありまして、その前にもどうしてもこの問題の解決を図る必要がある、このようにお考えになつておられるのか、この点はいかがでございしますか。

○大平内閣総理大臣 私の今度の訪米は、いまそういう問題がありますのでアメリカへ参りまして最高首脳とお目にかかつて解決を図るという訪米

ではないのです。本来皆様御承知のように、日米首脳の間には間断のない対話が交わされて相互理解が常に保たれておるといふ状態が望ましいわけでございますので、私も就任以来なるべく早く訪米の機会を得たいと思っておりますが、たまたま就任早々予算の編成がございましたし、それからすぐ国会が始まりましたので、国会で予算の成立をさせていただいて、関連法案の大体の見当がつき、今国会のあらましの展望が出てまいりましたと野党の御了解が得られるならば、その時期に訪米したいということが私の本来の考え方でございまして、こういう経済案件があるとかないとかということは私の訪米と関係ございせん。先方もそのように理解されておると考えております。いわんやサミットの会議という問題はそういう問題とは関係ないわけでございせん。

しかし、たまたまこういうタイミングにおいてこの問題が起つておるわけでございせんので、私といたしましては、訪米前に外交チャンネルを通じてこの問題が解決するということは望ましいと考えて、先方もそう考えられておる。で、そういう問題が解決した後でさっぱりした気持ちで会談を持つことができたと思っております。これはなかなか世の中はまなまりませんでね、これはそういうぐあいにやりたかったですけれども、ならない以上はやむを得ませんので、そういうことがこういう状態でも、当初の方針どおり訪米はやらなければならぬと考えておりますが、しかしまだ訪米までに若干時間がありますので、できるだけ努力をなしてお重ねまして、できることならばそれまでに解決できないものかと、いまなおまだ一〇〇％断念しておるわけではございせん。

○左藤委員 いま総理のお話でございましたが、私は、この問題は向こうから新しい、何か考え方を委ねてくるのかということでない限り、もう幾らでも日本の方は押せばそれだけどんどん後退するんじゃないかというように考え方で交渉を進めてくると思っておりますので、この点についてはわれわれ

としても、ひとつ毅然たる態度で当たっていただきたいというところをお願い申し上げておきたいと思ひます。

今度の新しい提案を仮に向こうが了承するとかいうような形になった場合でも、その中身がまだ知らされておられませんけれども、われわれ心配いたしておりますのは、このことでわが国の関連いたしております中小企業、これがやはり大きな動揺を来すのじゃないかということもございせんので、総理におかれても、これらの人々に対する対策というものを十分御配慮をいただきたい。

また先ほど来、電電公社の総裁がこのことにつきまして辞表を提出されたというふうなことも報道されておりますし、この委員会でもそのことについてはお尋ねがあったわけでありまして、総理はこのことについて何か御感想というかが、あるいは今後どういふふうに対処していられるおつもりか、何かありましたら最後にお聞かせをいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、政府当局が今後いろいろ交渉を進めていられる上において、たとえば国会で何か決議をするとかそういうことがあったりして、その方がやりやすいとかいうふうなことが何かありましたら、われわれも考えていきたいと思ひますので、この点についても御意見がございましたら伺わせていただきたいと思ひます。

○大平内閣総理大臣 本件の処理は、先ほど申し上げましたように一〇〇％政府の責任でやっておりますわけでございます。電電公社の責任は、決まりました枠組みの中でどのようにして使命を果たされるかというところから出てくるのではないかと申して、いまの段階は政府がその仕事に当たっておるわけでございせんが、ただこの問題は、結果として電電の調達秩序というものに甚大な影響を及ぼしかねない問題であるということで公社総裁がいろいろ苦慮を重ねておる気持ちはよく理解できますけれども、責任問題というのはいくらまで政府の問題でございまして、その点はひとつ……したがって、いずれにせよ日米間で出てきた問題

でございますから、どういふ解決になるか知りませんけれども、解決しなければならぬと考えております。解決の枠組みができましたならば、これを電電初め各政府機関に提示いたしまして、こういうことでやることにしたので、ひとつ協力を願いたい。協力をお願いするわけにもまいりませんで、政府も素手でお願ひするわけにもまいりませんで、一緒に力になって、電電や国鉄が公衆に対するサービスと責任を果たせるように御協力申し上げなければならぬ。そういう責任は、同時に政府は感じておるものでございせん。

それから、国会にお願いすることがあれば考えてやろうというありがたい御提言に感謝します。いまこれをやってみまして、もし国会のお力をこのようにタイミングで、こういう形でお願いしたらよろうかというふうなことがございまして、ならば、本委員会の理事會を通してまた御相談を申し上げたいと思ひます。

○左藤委員 時間でございますので、私の質問をこれで終わらしていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○石野委員長 次に、久保等君。

○久保(等)委員 ただいまの日米間における通信機器開放問題、非常に重大な問題であり、当委員会でもすでに何回かこの問題を取り上げていろいろ議論もしてまいりました。この問題について、非常に緊急な問題でもあり、本会議での緊急質問等も希望しておたのですが、本会議での緊急質問は取りやめ、この通信委員会で取り上げることになりました。本日御多忙の中、わざわざ総理大臣御出席をいただきましたこと、ありがとうございます。三問題提起して、総理のお考えをお聞きたいと思ひます。

電気通信機器の問題は、私が申し上げるまでもなく、一国にとつてはいわゆる神経系統と言われ、基幹的な機能を持つておるわけでありまして、同時に通信の秘密という問題は、申し上げるまでもなく憲法にも保障せられたプライバシー保持の

立場からいってもきわめて重要性を持つておりますし、また一国にとつても、通信の秘密という問題はきわめて重要な問題だと思ひます。

そういう使命を持った公共事業である電気通信事業、これは国民の立場、さらには国家的な立場から、譲るべからざる一つの限度というものがあつて、世界各國の例を見ても、E.C.の場合におきましてもこういった前例はございせんし、またアメリカの国内においても、けさほどからも若干お尋ねをしておたのですが、なるほど民営形態から、したがって政府調達の中には入らないということを言っております。しかし、これはそういう経営形態がどうかという問題だけを区別するならばそういう議論もできると思ひます。

が、通信の持つ使命、性格といったようなものから考えれば、一国にとつて経営形態がどうかあるかという問題は、これは私は形式的な問題だと思ひます。したがってそういう本質的な問題を真に考えてまいりますと、一体アメリカは民営とはいいなから、現在この通信機器調達の問題について開放しておるかということになります。

と、現実には開放いたしております。先ほど若干数字的にあいまいな話でありましたが、一〇％程度は実は競争入札で調達をしているんじゃないかというふうなきわめてあいまいな外務当局からの答弁でありました。しかし、私の調べた範囲内においては、ほとんど一〇〇％と言っていい、とにかく隨意契約でやっております。

それから、E.C.の問題についてぜひひとつ総理、頭の中に置いていただいて、アメリカに対して十分に説明をしてもらいたいと思ひます。通信に関する限り、たとえば今度E.C.との間における扱い方についても、例の四月十二日に仮調印がなされました政府調達物資の問題、これについてはすでに妥結を見ているわけですが、先ほどのこれまた政府当局の説明を聞きますと、日本がオーケーはしてないけれども、E.C.としてははつきりとして、これについては電気通信設備は除外するということ

を逆に向こうの方が提案してまいっているそうです。ところがそれに対して日本政府は、まあ待つてくれ、その問題をこれからどうするかは、日本側の態度はこれから決めるからというように、で、仮調印をしたのは、要するに電気通信設備の問題については除外するという提案は一応日本側としては受けてない形。要するにまだはっきり詰めてないという状態。しかしこれはまた両者で相談する問題ではなくて、E.C.としてはそういう方針を明確に決めておるわけです。この通信設備の問題については両方でもって相互に随意契約にするとかなんとかというふうなことはしないんだ、競争入札にするようなことはしないんだ、そういうふうなことは全然考えていない。除外をしようというふうなことを提案をしてきているようです。

だから私は、こういう問題については、欧州と言わずアメリカと言わず、やっぱり世界一本で、一つの方針できちっと理解をすべきだし、扱っていくべきだと思ふんですね。それはもう先ほど申し上げた、電気通信設備、電気通信のネットワークの持つ本質なり使命なりというものから考えて当然そうあるべきではないかと実は思ふわけですが、その考え方については総理からも——いま言ったE.C.の問題については一応一つの結論が出ているのですが、その結論と同じような形でアメリカの理解をぜひ得るような努力を日本としてはすべきじゃないか。

それで、総理が今度またまよいでになります時期に、ひとつ何か事前に解決をしようというふうなことでいろいろ御努力されておるんですが、私も、先ほど左藤さんの方からいろいろお尋ねがありました、まことに不可解というよりも、三月二十九日に例の牛場代表とアメリカのストラス代表との間で話をされたが決裂した。これが三月二十九日と聞いております。それからまだ一月もたないのです。その間に一体日本のとってまいった態度というものは、まことに譲歩に譲歩を重ね、譲りに譲って今日、きょうは四月二十五日になりますが、まだ一月たない間に

それだけの譲歩をしているんだが、まだしかし現実、きょうただいまの状況から言っても非常に厳しい。一体どこに基準を置いて開放を求めておるのか。しかもこの赤字問題は、私が申し上げるまでもなく通信機器の問題から出ておる赤字解消の問題ではないわけですね。だからそこらところをぜひひとつ十分に理解をさせ、もう少し筋道を立てた話ができるように持っていくべきじゃないか、かように私は考えるわけです。

時間が余りありませんから、少し私一方的な話ばかり申し上げて恐縮なんですけれども、例の政府調達問題は、例のコードの問題、規約の問題ですが、この問題については御承知のように明後年の一九八一年一月一日から発効するという問題にもなっておるわけですね。そうだとすれば、この問題についても私はもう一日二日を争う問題ではなくて、じっくりとやっぱりお話を願って、十分に両者の納得のいくところで問題を解決すべきであって、一日二日を争ってやられることは、それこそ悔いを千載に残すのではないかと、そういう感じがいたします。

そういう点について総理のお考えをお尋ねしたいのはE.C.との関係の問題、それからいま申し上げたほんの二十日余りの中で早々に何とかひとつ——いま総理がおっしゃられる、起きてきた問題なんだから片づけなければならぬというお話、これは全くもつともです。しかし、起きてきた問題ではあるけれども、その起きてきた理由というものは一体何なんだというあたりのところを究明をしていただいて、両者の納得できるところまで十分に議論を重ねていただくと、私はそのことだけにはぜひお願いしたいと思うのですが、総理のお考えをひとつお聞きしたいと思います。

○大平内閣総理大臣 この問題の解決につきまして、一つ世界的に納得ができるルール、確立した原則というものがございましたら、それを適用して、日本もアメリカもそれに従っていくという解決が一番合理的で素直だと思うのです。ところが、あなたがたまたま言われましたように、ちよ

うと通信機器産業のあり方も形態が各国それぞれまちまちでございます。したがって、世界的に共通の確立したコードというふうなものには別にないわけなんです、それがあれば非常にやさしいわけでございますけれども、それが無いという状況でございます。と、ところが、これは通信機器ばかりでございませんで、どの商品にも言えるわけですね。食糧を完全に自由にしているところもあるし、日本のように主食につきましては規制しているところもありまますし、だから食糧の性質によって決めるという性質のものでもないようでございます。

しかし、なぜこれがこういう問題になっているかという、つまり日本の競争力が非常に強い。だからこういう黒字が出て経常収支の黒字を記録しておるんだが、これを何とかならぬかというところから問題が起るというわけで、日本のように競争力の強い国はもう開放すべき余地がこういう方面にあるのじゃないかというところからこれが取り出されたものだと思うのでございます。すなわち、日本の競争力の強さと最近二、三年のこの異常な経常収支の黒字幅が生んだ一つの産物でございまして、したがって彼らといましては、そういう国なんだからひとつ相当な難量を持ってこの調達の市場を開放してしかるべきじゃないかというのが向こうの言い分だと思ふのです。私は、それとそれからぬけぬけじゃないのですけれども、先ほど申しましたように、政府並びに政府機関それぞれ任務を持つておるわけでございまして、貿易秩序のためだけにこれが存在しているわけじゃないいませんで、両方、貿易ではこうありたいと思ふけれども、しかし国内的に申しますと電電のあり方、国鉄のあり方というものはそれぞれまた考えなければいかぬ面がございます。あなたがた言われました通信機器の性質というふうなもの、これもまた通信機器特有のものがあることは理解できないことはございませんで、そういう問題につきまして、政府としてはいろいろな角度から一遍考えて、妥当なバランスのとれた解決がない

だろうかという点を考えておるわけでございませす。

E.C.は承知しておるけれども、アメリカは承知しないということで、日米間でバイの関係でこの問題が残るということになりますと、せっかくこの間できまして多角的な関税協定というもののにつきまして大きな穴があくわけでございませんで、私どもとしてはできるだけそれは避けたいという意味で、アメリカとの話を早くつけるというところにもいまエネルギーを傾けておるところでございます。

それから第二の問題でございませす、そんなに急ぐ必要はないかという御指摘でございませす、なぜ急いでいるかと申しますと、先ほど左藤さんの御質問にもお答え申しましたように、M.T.N.に関連いたしましたいろいろな協定案を各国とも国会に出すわけでございませす、アメリカも最大の貿易国としてこれを通して世界の貿易秩序をつくり上げると、関税も下がってまいりますしいろいろな非関税障壁も取れるわけでございませすから、世界のためになるし自分の国のためにもなるわけでございませすから、何としてもこれを国会を通したい。すぐ国会対策、日本もなかなか国会対策は大変でございませすけれども、向こうもそれにいま専念をいたしておるようございまして、それについては日本からはこういう開放を勝ち取ったということで国会を説得する、この程度では説得ができないというふうな配慮がアメリカの政府にあるようございませす。われわれといたしまして、多國間の関税その他の協定、これは一日も早く国会の御了承を得るよう努力するわけでございませす、アメリカもそれを急いでおるようございませす関係上、いつまでもゆっくりしておれないという事情は御理解をいただきたい。ただしこれは、私が訪米するのが三十日でございますけれども、それまで待てないとか何とかいうふうな、その間でなければならぬとかいうふうな、そんな窮屈なことを私は考えておりませす。○久保(等)委員 電電のこの物資の調達問題が

市場閉鎖性の象徴だとか、あるいはまた経済摩擦の象徴だとか、いろいろな悪玉になったような表現が使われておるわけなんです。しかし先ほど申し上げましたように、通信機器の問題に関する限りは、これは世界各國ともそういう点で言うなら、経済摩擦じゃないですが、とにかく市場閉鎖の象徴的な存在になっていると思うのです。ひとり日本にそういう形の問題というものは、これはどう考えても通用しない私は思うのです。だから、このところをもう少し柔軟な物の考え方を取り組んでもらわぬことには——率直に言つて、総理は先日熊本へおいでになったときの記者会見の中で、互譲の精神でひとつ片づけたというように言つておられたのは、まさにそれは当然の至言だと私は存じます。一〇〇%おれの方の要求を入れるという形では物事は解決しません。これは特に最高首脳の方々に話になる機会もあるわけですからその点をひとつ——けさの毎日新聞の社説なんかをちょっと見てみても、総理、いままでの取り組み方としては総理のおいになるまでに片づけたというふうな構想でお進めになったと思うのですが、今日たまたまの現状からするとそれも非常に困難なというような情勢にあると思うのですけれども、ぜひこれは総理御自身でおいでになるわけですから、向こうの感觸を直接お聞きをいただき、また総理としてこのアメリカ側の実態をぜひひとつ十分に御把握願つて、やはり言うべきことは総理の方からもカーター大統領にお伝えいただくという御努力もぜひお願いをしたいと私は思つております。

それと、先ほど申し上げましたように、通信というものは一回それを開放しますともへ戻すということはなかなか言うべくしてできません。しかも相手のあつてやることであります。貿易収支の赤字解消の問題という問題なら、これは年々歳々の貿易収支の關係で、適当に右へあるいは左に転換することもできますけれども、一たん通信そのものの機器の開放等が行われますと、これは全くそう簡単に回れ右できない性格のものでし

て、現にイギリスでちやうどいまから十年前ですが一九六九年に、じゃこれを一遍競争入札にしてみようとして隨意契約から競争入札に切りかえたのですが、わずか四年にして方向転換をされた。ところが四年たつたら、じゃもとへ戻つたかというところ、今日電子交換機等の方式についていまだに実方式を決定することができないという。わずか四年間実施をしたがために混乱を巻き起こして、後一つの見通しの上に立つた通信政策が立てられない、通信方式を立てられないという現状もあるわけですから、そういうことを考えますと、事が單に農産物の問題だとかなんとかいうのは性格が違ひますから。そういう点をひとつ十分に御理解をいただくような御説得を私はお願いを申し上げたいと思うのですが、時間がきわめて限られておりました。余り意を尽くしてお尋ねすることができませんが、いまの点について総理、特に互譲の精神でひとつこの問題の処理に当たりたいとおっしゃられておりますので、この問題についてやはり特にそういう必要性を私は痛感をするものですから、そういう立場でお話をいただきたい、かように考えるのですが、総理、どんなふうにお考えになりますか。

○大平内閣総理大臣 仰せのとおりでございます。日米間で互譲の精神で、相互理解で解決するより道はないと思つております。したがつて、われわれが納得のいく解決になれば早くこれは解決ができればよろし、どうしても踏み越えられない問題がございますならば、これは遺憾ながらすぐ解決するわけにはいかぬだろうと思ひます。したがつて、あなたがお願いしたとおり、アメリカの各方面の理解も、当事者はもとよりでございます。努力をいたすつもりでございます。

○久保(等)委員 現在、元國務長官のキッシンジャー氏もおいでになつておられるようですが、キッシンジャー氏の言つておられることも、やはり特定品目ごとに処理する個別交渉方式は好ましくないというふうなことを言つておられるのですが、

要するに特定の問題に的をしばつてこれをとにかくどうしろこうしろというふうな、そういう解決方法というのは余り適當ではないというふうなことをこの問題について何か発言もしておられるようですが、私はだからそういう意味では、どうもアメリカのいま進められておるような強引なやり方というものは一般的常識からいつてもどうしても理解できないと思ひます。ぜひひとつそういう立場で、先ほど申し上げたように、E.C.との關係についてはもう仮調印まで行つたという実績もあるわけですから、そういうものをむしろ逆に、逆に言つては何か対抗的なように聞こえますが、そうではなくて、E.C.との話し合った結論というものはこれはやはり一つの世界の常識です。先ほど申し上げたような苦しい体験の上に立つてE.C.はE.C.としての態度を決めておられるのですから、そういうものがアメリカでも理解できないというのではないと私は思うのです。ただ、赤字問題の解決はしたがって赤字問題として、それこそ全体の問題として解決を図るべきだと思ひますが、ある問題に特に、どうしてもできないものに個別的に強引に持つてこられることについてはどうしても納得するわけにはまいらないと思ふのですが、そういう点についても十分にひとつ御理解をいただいてお話を願ひたい。では、一言総理の方から最後にお話をいたして質問を終わります。

○大平内閣総理大臣 仰せの点はよく了解できます。そういう点につきましては先方の理解を得られるように努力してまいります。

○久保(等)委員 終わります。ありがとうございます。

○石野委員長 次に、武部文君。

○武部委員 先ほどまでこの委員会ではいろいろやりとりをいたしてまいりましたが、一、二点総理の見解を伺いたいと思ひます。

この資料調達問題というのはかなり以前、少なくとも五十二年の暮れごろからすでにこの問題は取り上げられておつて、アメリカは非常に強い関

心を示しておつた。このことは当委員会でも私どもの同僚委員から指摘をされておつたところで、ところが、残念ながらこれに対するわが國の対応が非常におくれておる、なかなかアメリカの真意というものをつかみ切つていなかった、そういうお粗末さが外交交渉の上にあつたのじゃないか、そしていま日米の交渉の最大の課題にこの問題がなつてきた、このようにわれわれは理解せざるを得ないのであります。

そして電電公社自体は、この問題についてはそれぞれの具体的な理由を挙げて激しく開放について抵抗された。これは総理も御承知のとおりだと思います。ところが官房長官は、総理の訪米の時を前面に持ち出して、日時が迫つてもうあと余裕がない、そういう理由で電電公社に対して強引に門戸の開放を迫つた。これはもうすでにだれもが周知のとおりです。あなたが先ほどの答弁の中で、自分が訪米すること何も關係がない、たまたま行くので、こういう懸案の問題は解決して行つた方がいい、こういうふうに思ふ、こういうふうにおつしやつた。ところが現実に二十日の日の田中官房長官の電電公社に対するところの強い要請というのは、あなたの訪米とタイムを合わせて、そういう強引な、まさに力づくでねじ伏せて門戸の開放を押し切つた、このようにわれわれは理解せざるを得ないので。今日この質問を通してやりとりいたしますと、電電公社自体はいまだに基本的な考え方は変わつていない。そういう点をあなたは一体どういうふうに理解されるのか。少なくともその問題をめぐつて公社の總裁が辞意を表明するといふような異常な事態になつておるのです。これはあなたのおっしゃつておることと、官房長官やその他のやつておることと全く違つてやありませんか。その点いかがですか。

○大平内閣総理大臣 物事の処理はなかなか機械的にまいりません。たとえば日米首脳会談があるといふような一つの契機がございまして、それまでこの問題は始末しておこうじゃないかとかいふことは、行政府の仕事のやり方としてよく

あるわけでございます。つまり、私が近く行くに
つきましては、日米間にこういう問題がある、で
きたらこれは解決したいと官房長官を初め政府関
係者が一生懸命になつて解決に努力をいたされた
ということも私は理解できないことはないものでご
ざいまして、ただ問題は、それが理不尽に無理押
ししてやるということであれば御批判をいただか
なければならぬと思ひますけれども、こういうタ
イミングをつかんで解決を急いでいくということ
自体はよくあることでございますし、また事の運
び方として、こういう機会を利用して早いところ
片づけたらいいことは悪いことではないと考え
ておるわけでございます。

それから第二点でございますが、電電公社との
関係でございますが、電電公社といたしましては、
与えられた条件のもとで国民に対する責任を果た
そうとされておるわけでございます。電電公社
が期待できるベストな条件、枠組みを期待されて
おるのは当然だと思ひます。ただ、先ほども冒
頭に申し上げましたように、日米間でこの問題が
出てきたということでございますので、この問題
について解決せねばならぬ。解決は政府がやらな
ければならぬ仕事でございます。政府といたし
ましては、諸般の状況を見ながら、電電の立場も
考へるけれども日米間の立場も考へねばならぬ
わけでございますので、それは政府の責任におい
てやらしていただきたい。この枠組みが決まりま
したならば、ここからまた新たな次元に立つて電
電と御相談申し上げて、電電公社が国民に対
する責任を果たすことができるように政府として
も全幅の協力をしなければならぬと考えておりま
す。

○武部委員 私はいまの政府のとおつておる態度
は、理論的にどうしても納得できないのです。一
体世界一高い牛肉やオレンジの問題はどこへ行
つたのでしょうか。国鉄やたばこにははいよくかわ
されてしまつて、一切のしわ寄せが電電公社に來
ておる、このように理解せざるを得ないのです。
こういうことをここでやつておつたら、また牛肉

がどうだとかオレンジがどうだとかということに
なりますから、それは言ひません。そういうふう
にして、少なくとも世界的常識から逸脱するよ
うなやり方が今日現実はこの事態になつておるの
ですよ。世界の例を見ておつたつて、先ほどお話
があつたとおりなんです。何でわが国だけにそ
ういう問題が持ち込まれてくるのでしょうか。そ
ういうことを考へると、私は少なくとももつと
もつと話し合う余地があるじゃないか。先ほどお
話があるように一九八一年の一月から発効する問
題なんです。まだ二年近く先のことです。そ
ういう問題なのに、あなたが訪米されることを前
提にして、またアメリカの政治事情に左右されて、
そしてこの問題で一気に電電公社をねじ伏せるよ
うなやり方というのは、私はどうしても納得でき
ない、そういう気がしてならぬのですが、あなた
はどうでしょう。まだそう思われませんか。

○大平内閣総理大臣 こういう問題が出てきたと
いうことは、先ほど申しましたように政府が問題
を提起したわけじゃないのでして、アメリカから
提起された問題でございますから、これは政府の
責任において解決せねばならぬというわけであ
つておるわけでございます。電電公社その他の調
達問題を取り上げたことは肉その他の関連におい
ておかしいじゃないかということでございますが、
これは政府が取り上げたわけではないのです。
これはアメリカが取り上げた問題でございます。
で、その解決をわれわれとしてはいまい急いでお
るという立場でございますので、その点はひとつ
御理解をいただきたいと思ひます。

○武部委員 アメリカが取り上げた問題だから日
本政府は責任がないというふうな、そういうこと
は私どもの方としてはいたしません。ただ問題は
は、そんなことを言つておつても時間がありません。
んが、すでに現実にはアメリカで東郷・ストラ
ウス会談というのは不調になつておるのですよ。
先ほど左藤さんがおっしゃつたけれども、具体
的にそうなんです。そうしてストラウス代表の
来日はいまのところ全く未定でしょう。そういう

具体的な事実がいまあらわれておるわけなんです。
して、先ほどちよつと私与野の議員の方のひとり
言を聞いておつたが、何でもこゝまで退却するか、
こんなばかんなことあるかというふうなことも言
われておるのですよ、現実には。ですから、こゝま
で理不尽に押し込んでくるものに対して、日本政
府が、相手から仕掛けたものだからといって何も
応ずる必要はないと思ふのです。また先ほどから
申し上げるように二年も先のことなんです。さら
うなつたらもう全く白紙に返しても一回最初
から出直しして、あなたがせつかくお見えになる
のですから、日米首脳会談の議題から外すなんと
いうことでなくて、この問題をむしろ取り上げて、
双方で具体的に積極的にひざ突き合せて話し合
うという気はないでしょうか。

○大平内閣総理大臣 日米間には、冒頭にも申し
ましたように、この問題ばかりではございません
で、巨額な貿易をやつておるわけでございますか
ら、いろいろな問題が過去においては起こりまし
たし、いまも起こつておるし、将来も起こる可能
性が強いわけでございます。そういうことが起
こつた場合には、それを冷静に解決してまいら
う。この問題につきまして、いま解決を急がぬ
で、原点に返つて静かにひとつ取り組み方を考へたら
どうかという考へ方は私は理解できないわけでは
ございません。しかし、この機会にもし解決のめ
どがつけば解決して差し支えないのではないかと
思ひます。私どもとしては、私どもとしては
は、いませつかくこういう異常な貿易収支の状況
の中で提起された問題でございます。これに対
しまして黒字国として日本はいろいろなことを
やつておるわけでございますが、この問題につき
ましては、いまい解決があらばこれは解決してお
くということが前向きな姿勢ではなからうか。いま
立場は理解できないわけではございません。けれ
ども、私は、もし解決の道があると思ふればこの機
会に解決しておく方がベターではないかと思つて

おります。
○武部委員 時間だそうですから、いいです。
○石野委員長 次に、鈴木強君。
○鈴木(強)委員 総理は三十日からカーター大
統領とお会いするために訪米されるそうです
が、御苦労さまです。
いまいいろいろ御質疑がありました。これはサ
ミット前にカーターさんとお会いしておつた方が
いいというので、特別な目的を持って行くわけ
ではないのですか。
○大平内閣総理大臣 主たる動機は、先ほど申し
ましたように日米首脳の間には間断ない対話が持
たれてしかるべきだ、過去においてそうござい
ましたし私の場合もそうしたいと思つておりまし
たのが、たまたまこの機会がタイムリーであると
判断して、先方の都合を聞いてこのように決めた
わけでございます。それが主でございます。しか
しながら、六月末には東京でサミットが開かれる。
これはアメリカを初め関係国の協力を得なければ
ならぬ。日米間にはいま御議論いただいておりま
すように若干の問題があるわけでございます。
で、そういう時期でもございします。私の訪
米が何かこういう局面に対して日本が対処する場
合に有益であればと思ひまして、そういう念願も
込めて訪米いたすつもりでございます。

○鈴木(強)委員 それで、いまこの委員会でも特
に訪米に際して問題になつております電気通信機
器の開放問題が論議されておりました。総理に、
訪米された際にはぜひカーター大統領にも日本の
実情をよく説明をしていただきたいと私は心から
願つておる者の一人でございます。いまでもや
つてまいりましたことは総理もよく御承知ござ
いますから繰り返しません。が、少なくとも私も
もはこの通信委員会におきまして、長年電気通信
事業についてはできるだけ公社を擁護し政府を鞭
撻しまして、国民の立場からよりよい電気通信事
業にしたい、こういうことで努力をしてき
ておるわけですが、今日三千万以上の電話が架設
され、全国どこへでもダイヤルで通じることが

りましたね。戦後三十年たちました。これだけのすばらしい成果をおさめたのは、日本の電気通信政策というものはすぐれた通信機器を駆使して全国にネットワークを張ったわけですね、そして通信機器というものは共同開発も民間とともにやってきておる、そしていよいよ生産する場合にも開発したその会社の方々に発注をして隨意契約でやってきた、このためまえてというのがあったからこれだけの成果をおさめたと言っても過言ではないのですよ。ところが聞いてみますと、どうしても貿易問題、通商問題が日米間の大きな問題でございまして、その大きな波に押されてしまつて理不尽なことがやられておるというふうにわれわれは考えておるわけです。ですから日本の業界も挙げてこれに対して反対をしておる。自由民主党の通信部長左藤先生を初め訪米された方々も、向こうに参りましての感触は、オレンジや牛肉と違って、あのときには生産者がござつて貿易のインバランスをなくしてくれということで先頭に立つてやつたらしいのですけれども、今回の場合には電気通信工業界、電子工業会、こういうところは余り動いてないようですね。ですから政府がずっと前に出ているような気がしてならない。そしてやつてはならないことを、通信機器の本体まで開放するというのを追るのは、少し酷ではないかと私は思うのです。そういう点がカーターさんに本当にわかつてもらへるのかどうか。

われわれが心配するのは、そんなことをされてこれからの電気通信というものがいまままで歩んだ道から少なくともテンポをおくらせ、ジグザグをたどるようなことになるという危険性はあるでしょう。ですから、そういうことに対してあなたは、これは政府が責任を持って全部やるのだ、こうおっしゃっておるわけですから、それは政府の責任で、われわれ電気関係、通信関係の国会議員や関係者の人たちが反対だというものを、これはやむを得ない、日米間の友好親善のために忍びがたきを忍んでやるのだというそういう政治の一つの

大筋というものはわかりますけれども、しかしそれにしても少し酷じやないか、本体の開放ということは。そういう意味でカーターさんにぜひその点は知っていただいて、内容がどうか、外交問題ですけれどもまだよくわかりません。問題は、七十億程度の額になったという新聞報道がございしますが、電気通信本体は一体どこを開放するかというところは外交上のことですからまだきょう聞かしてもらえないわけですね。ですから、七十五億ドルというのが総額としてのアメリカの額のようございまして、その辺を踏まえてひとつ総理として慎重に対応していただきたいと思うのです。そしておっしゃる通りに、向こうにわかるようにしていただいて、無理にこれを決めなくても日米間の――むしろそういうことをやることによって特に通信関係の人たちが反発を持つというところはアメリカとしても得策ではないと私は思うのです。その点がわかつてもらへるかどうかわかりませんが、ひとつせひその点を含んで総理に、大変御苦勞でございしますが、われわれの意向を伝えていただいて、できるならばもう一回検討していただいたかどうか、こう思うのでございしますけれども、同じような質問で恐縮ですが、ひとつお答えをお願いしたいと思います。

○大平内閣総理大臣 電電公社を中核としたしまして、官民の協力のもとでこれまで日本の電気通信事業がすばらしい発展をしてまいりましたことは御同慶にたえません。大変魅力のあるいわば調達市場を形成しておるところでございまして、私どもとしては、この聖域をできるだけ侵されないで、すぐれた方々の手によって、日本の技術によりましてなお一層の発展が期待できることを望みたいわけにございします。したがって、先ほどもおっしゃるを受けましたけれども、政府がここに調達の市場があるじやないですかと云うて提供したわけじやないのです。向こうの方から、これはひとつ相談に乗ってくれないかという、一つの魅力のある市場として提起されてきたわけにございします。鈴木さんおっしゃる通りに、しかしこれは金額と

か方式とかいろいろ中身の問題がございまして、いまなかなか折り合いがつかぬ状況にあるわけにございしますが、根本はこういう日米関係の懸案事項でございまして、双方の互譲と理解によりまして解決せねばならぬじやないかということと同時に、電電公社を中心としたしまして、せっかくここまで成長、充実してまいりました状況というものに壊すことのないように、こういう契機においてさらに一層発展の契機をつかめるような方向にできるだけ持っていかなければいかぬ、これは政府の責任であると思うわけにございまして、そういう問題性は私どもも十分頭に置いてこの交渉に当たつておるつもりでございしますし、今後とも当たつてまいりつもりでおります。

○鈴木(強)委員 最後に、ぜひそういうふうな方向で、もう少し全体の空気、国論が一致するよう望むわけですが、総理が熊本に行かれて記者会見したときにこの問題にちよつと触れられました。私は今後電電事業そのものに対して、それを支えてまいりました中小メーカー、こういう人たちの領域の中に相当悪影響、問題が出てくると思うのです。極端に言つたら、雇用の問題まで含めまして相当な問題が出てくると思います。そういうことについて何か総理が、政府としても、政府の責任でそういうことをおやりになるわけですから、今後このことによつてこうむる被害についてはまた責任を持っていくなさるべきではないかという趣旨の御説明だと思つたのですが、先ほどの左藤委員の質問にも若干そういう抽象的なお答えがありましたけれども、もしこれによつて被害を受けた場合には、政府として、具体的には言えないとしても、何がしかの救済的な措置をとつてあげるといふような考え方も一面持つておられるのでしょうか。その点だけをはっきりしてください。○大平内閣総理大臣 これは日米間でいづれにいたしましても解決しなければならぬ問題でございしますから、この問題についての解決方式が出てまいります。そういったしますと、それを受けて電電を中心に対応策をお考えいただくかなければならぬと思ひます。

らぬと思ひます。いまの体制で対応できる状況であれば結構でございしますけれども、あなたが言われるように、これは多くの企業、多くの雇用に関係があることでございします。先ほども労働組合の代表者の方々からる御要請を承つたわけにございしますが、そういう問題でございしますので、まず第一義的に電電が対応するにいたしまして、どうして足らない面がございしますならば政府は座視しておるわけにまいらないと思ひます。一緒に問題の解決に当たらないければならぬと思つております。

○鈴木(強)委員 じゃ、これで終わります。ありがとうございました。

○石野委員長 次に、鳥居一雄君。

○鳥居委員 公明党の鳥居一雄です。

私ども、今回の交渉経過を見ておまして、電気通信機器本体に係る問題につきましては非常に事を急いでいる印象を受けるわけです。短兵急過ぎて、慎重な検討がなされなければならぬのに、何か軽はずみに進んでいるように思えてならないのですが、総理はどう受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○大平内閣総理大臣 これは二つの事情がございまして、先ほどもお答え申し上げましたように、この間ジュネーブでインシアルを終えました多角的な関税、貿易の協定の批准を急がなければいかぬ、それに関連いたしておりますので、八一年の実施を待つまでもなく、各国が国会の批准を求めるところにつきましては、実態的に未解決の問題を残さないようにしておかなければいかぬという事情で、なるべく早くこれを解決しなければならぬという一般的な事情がございします。

それから、日米間におきましてはたまたま私が訪米するというところでございしますから、こういう問題を抱えて訪米するのではなくて、できたら解決しておいた方がいいのじやないかという考え方がございまして、政府が相当急いでまいりました事情は私よく承知いたしておるわけにございします。先ほど申しましたように、残念ながらまだ了

解点に至っていないわけでございます。

○鳥居委員 開放に伴う問題点、これは数えれば大変数々指摘できるわけです。製造会社により構成、構造あるいは設計思想が違つたために多種の機器が混在することになってしまふ、これによつてサービスの質を低下させることになる。あるいは開発に協力した製造会社がどんどん蓄積している製造上のノウハウが競争相手である製造会社に流出してしまふ。また、電気通信設備は非常に高い信頼度が要求されている、これは購入検査だけで確認できるものではなくて、原材料の購入から完成に至るまでの工程の中で、品質管理あるいは綿密な工場調査というのが行われて確認されなければならぬ、つまり電気通信設備の信頼性を確保する。あるいは非常に長い期間にわたつて増設設備、補修用品の供給体制を確立しなければならぬ、計画的な製造あるいは総合的な経営能力が低下してしまふ。こういうさまざまな問題点がいま言われているわけですが、こういう重大な支障を来するであろう点については検討されたのでしょうか。

○大平内閣総理大臣 どういうところで話をしますか、そういう事情も頭に置きまして、電電公社がその本来の責任を果たすことに致命的な支障が起きないようにしなければならぬことは、当然われわれの配慮の中にあるわけでございます。

○鳥居委員 さらに、公社の資材の調達額、これは五十三年度を見ても約六千億四強、それで、これは約三百の通信機関連メーカーに発注をされているとおおよそその実績があります。大手も含めて見ると、中小企業の数にして約二千社、従業員数で六十万人、こう言われているわけです。これらの中小企業の実際の受注額を見ても、この六千億四強のうち二分の一に当たる約三千億四、非常に莫大なものです。中小企業の公社に対する依存度、中小企業の特に資本金が中小と言われる程度のもので見ますと、公社依存度というのが八〇%、非常に高い率を示しております。

それで、中小企業の場合にどんな受注をしているか。これは、コンピュータ本体であるとかあるいは電子交換機、交換機と言われるような大型のものではなくて、電話機であるとか主として端末機器ということになっているわけでありまして、おまけに最近の状況として、五カ年計画の中では目標を達成して、あとは補修程度の仕事しかない、こういう状況の中で、今回のこの開放という事態は大変大きなショックである、こう現状においては認識せざるを得ません。それで、十七日、経営危機突破大会というのが東商ホールにおいて開かれました。これは単なるデモンストレーションというよりも、中小企業にとりましてはいわゆる死活問題であり、何とかしてこの危機を突破しなければならぬ、こういう状況に置かれた大変緊迫したものであると私たちは受けとめるのですが、総理は今回のこの開放に伴う被害、この救済についてはどういふお考えでしょうか。

○大平内閣総理大臣 先ほどお答え申し上げましたように、今度、日米間に幸いに一つの解決の枠組みができたと思つて、それを踏まえて、第一義的には電電公社の方において、それに対応策を考えられるわけでございます。電電公社が対応策を考えるに当たりましては、いまあなたが御指摘のような問題も皆含めて、電電がどう対応するかということについてお考えになることと思うのであります。それはどういふ状態になるのかということのまだ了解案が出ておりませんので、私は見当つきません。見当つきませんけれども、先ほど御質問にもありましたけれども、電電が対応策を講じられるにつきまして、万般のことを考えておやりになるということでございますが、政府はそれを電電に協力をいたしまして、可能な限り有効な対応策を練り出して、御懸念のないようにしなければならぬのではないかと考えております。

○鳥居委員 それで、中小企業の救済について公社は公社なりに救済策を練られる、これは当然のことだと私たちは思います。しかし、政府の全責任のもとに今回の外交交渉をやっている、そういう

うお考えですから、私は、総理大臣あるいは通産大臣との間で、政府としての救済策、さまざまあるだろうと思いますが、それをおとりになるお考えというのはありませんでしょうか。電電任せでしようか。

○大平内閣総理大臣 ただいま申し上げますように、電電の方で対応策は一応考えられるでございまして、電電だけでも、電電だけでできれば大変幸せでございまして、どうしても、どうしても政府の協力を必要とされるような場合におきましては、われわれは進んで御協力しなければならぬ立場にあると思ひます。

○鳥居委員 ちょっと変わりますが、ジョーンズ・レポートの中でさまざま指摘されておりますけれども、一つは量の問題、質の問題、こんなふうな区分けが言われている中で、日本の電気通信政策について大変大きな注文が来ているように私は見受けられます。それで、たとえば、米国のTSS会社が専用線の運用規制を受けたために、技術的に認可されても専用線容量の一〇%程度しか使用できない、そういう運用上の厳しい規制がある。ですから、これを何とか改善させてほしい。これはまさに日本の電気通信政策に変更を求める、そういう趣旨だろうと思うのですが、これに対して政府はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○寺島政府委員 ただいま御指摘のジョーンズ・レポートにございましてCDCの問題と申すわけでございますけれども、CDCが何か日本の通信法制上特別な扱いを受けたというふうなことに読めるわけでございますけれども、そういうことではございまして、日本が現在、国際的なCITTの勧告等に基づきましてとっております回線制度を他のアメリカの業者等にもそのように適用しておるわけでございます。特にCDCにだけ変わった適用をしたわけではございませんので、その点、CDCのいろいろな言い方に對しまして、現在、理解を求めるべくいろいろ努力をしておる段階でございます。

○鳥居委員 これはむしろ公社というよりも、国

内通信については電電公社、海外通信についてはKDDということですから、郵政省として、国内、国外あわせて検討を迫られているようなそういう問題だと思つております。

それで、この指摘は、米国の国内におきましてはVAN付加価値通信業者をすでに認め、大幅な自由化を達成している、そういう背景の中で、日本における他人使用、共同使用の制限、これを撤廃要求するという空気は非常に国内的にも強くなっているわけですが、その制限緩和の方向で検討を始める、こういう考え方はないのですか。

○寺島政府委員 御案内のとおり、このデータ通信と申しますか、これに絡みます回線の利用制度のあり方につきましては、世界のそれぞれの国のいろいろな歴史的な事情、背景もございまして、それぞれの国の主権に基づきまして定められておるわけでございます。

御案内のとおり、日本のデータ通信の回線利用制度につきましては、四十六年に公衆電気通信法の改正によりまして一つの制度的な位置づけをして今日に至つておるわけでございます。しかしながら、先生御指摘のとおり、その後は十年近くたちまして、それから後のデータ通信の技術の進展あるいはその利用形態の多様化といったふうないろいろな客観情勢の変化が出ておることはそのとおりでございます。こういった客観情勢の変化に対応いたしまして、われわれ、このデータ通信制度の今後のあり方ということにつきましては現在も検討を進めてまいつておるわけでございますが、今後ともそういったものに対応するあり方等につきまして検討を進めてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○鳥居委員 通信ネットワークのメーンの部分という指摘があります。その中に、いわゆるモデム——アメリカから民間が自営モデムとして、両端末につけようということでもデテムを輸入してまいりました。それを昨年の四月から、自営モデムというよりも直営の公社モデムといういわば新しい制度にして、誘導的にアメリカモデムを使わな

ような形にしている、こういう指摘がこのジョーズ・レポートの中にありますが、今回モデムについては開放の対象でしょうかあるいは対象としてないでしょうか。

○前田説明員 いまおっしゃいましたモデムは、一般的な使用方法の場合はいわゆる本体の内部に入ると思っております。本体の一部を対象にしておるといことを申し上げておりますが、その内容の物品名を申し上げますのは、ただいま外交交渉の案件になっておりますところでございますので、その点については答弁を御勘弁願いたいと思ひます。

○鳥居委員 総理にお伺いしたいのですが、一切政府が責任を負うと先ほどの御答弁でおっしゃられているのですが、これはどういうことを意味されているのでしょうか。責任をとって辞意を表明されました秋草総裁の慰留に対して、政府に一切の責任があるんだから絶対に慰留するんだ、こういう御意向の意味なんですか。どういふことでしょうか。

○大平内閣総理大臣 今度の政府調達問題は、一〇〇％政府の責任でやっていることでございます。電電公社の責任ではございません。したがって、総裁におかれてかりそめにも辞意を考慮されるというふうなことのないうに説得をしてみたいつもりです。

○鳥居委員 終わります。

○石野委員長 次に、青山丘君。

○青山委員 総理、御苦労さまです。日米間の貿易不均衡を是正して両国間の経済的摩擦を解消するために、政府系機関の資材調達の門戸開放を進めることについては、私も大局的に見てきたつもりであります。そこで、電電公社の資材調達についてはある程度の開放があるかもしれないと見てきました。ただし、アメリカ側からこの問題が提起されてから現在までの政府の対応を見てまいりますと、アメリカ側が意図しておるその内容について読み違ひがあったり、あるいは開放額を小出しに積み増すような交渉態度に

よって、かえってアメリカに押しまくられてしまったのではないかと、結果的には通信機器本体まで開放せざるを得ないような事態を招いてしまった、こうした交渉の過程に問題があったのではないかと私は考えています。いかがでしょうか。

また、電電公社の秋草総裁が事態紛糾の責任をとって辞意を表明しておられますが、この問題をめぐって政府内部にこうした混乱を招いたような何らかの原因はあったのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○大平内閣総理大臣 これらの問題が起こりましてからの政府の対応ぶりにつきましては先ほど来各委員から御指摘がございまして、政府側にもいろいろ不始末がございましては率直に認めます。私もどこかいたしましては、先方の意図が必ずしも予見できなかったもので、できるだけ小範囲の開放で話が済むようにと念願しておりましたことは事実でございます。御指摘のようにだんだんと先方の要求も高まってまいりました事情、これもあらかじめ予見して、これに對しまして十分前広に対応策を講じたかったということにつきましては、御指摘のとおり私も非難を甘受しなければならぬと考えております。しかし、この段階になりましたので、われわれといたしましてはこれまでの経過を踏まえた上で慎重にかつ真剣に対応して解決に当たりたいと存じております。

それから電電総裁の辞意問題でございますけれども、私も私としては先ほど申しましたとおり全責任は政府にあるわけでございまして、総裁におかれては今度の問題が解決した後の電電を率いて対応策を十分練ってやらなければいかぬわけでございますので、辞意をかりそめにも持たれるというふうなことのないうにお願いしたいと思っております。

○青山委員 私一昨昨年でしたか、ウルフ次席大使に会って話をしたことがありますが、非常に強硬でした。日本政府の対応に対して本心に不満を持っていたわけです。強い不満を持っていた。したがって、アメリカの抵抗といいますが要

求というのはかなりきつい、そういう感じを持ったわけですが、ただこれを経済問題の範囲で考えていくというのは若干危険があるのではないかと。先ほどの質問の中にもありました国家機密の問題、公衆電気通信産業の技術の維持向上という面からいっても、アメリカとの貿易不均衡の経済問題としてとらえていくには不適当だと私は実は思っているのです。これをオレレンジや肉と同じように取り扱っていくということは問題があるのではないかと一つは考えています。その辺の御見解はいかがで

それからもう一つ、いまの問題はもうちょっと後で触れていきたいと思います。政府がこれまでとってこられた経済政策、福田総理が総理就任直後に諸外国に対して約束されたことが実は実行できなかった。国内政策、経済政策のおくれ、おくれといいますが、効果をあらわさなかったことがこの形になってきて、そして公衆電気通信産業にまで影響を及ぼしてきた。この経済政策が効果をあらわさなかったその責任というものが政府にあると私は思うのです。確かにそれなりの努力をしてこられたことは私率直に認めます。よその後の公定歩合に對しても公債の比率について効果もあらわさなかった、国内需要が十分に喚起しなかった、そのために日米関係の貿易の赤字が全然埋まらなかった、とても赤字になるなんという見通しは立っていない、こういうしわ寄せが結局電気通信産業にまで来てしまった、こういうことになっておると思うのです。その辺の責任に對する御見解はいかがで

○大平内閣総理大臣 つまりこの政府調達問題の国際収支の中に占めるシェアというのはそんなに大きくない。全部開放してみても、それは収支に決定的な影響を与えないようなものでないことは御指摘のとおりでございます。その意味で、収支問題だけから問題を取り上げますと、こういう問題を特に取り上げるのは少しバランスを失し

ているのじゃないかという御指摘は正しいと思ひます。そのとおりだと思います。しかしながら、この問題はそうでなくて、黒字国という非常に生産性に腰の強い国の姿勢として、こういう問題についてはもっと大胆に、進んで開放していただいじゃないかという黒字国の姿勢としていま問われておると私は思うのであります。したがって、それは一本本に腰が強いのか強くないのかというふうなことは私はなお検討する必要があるかと思ひますけれども、少なくとも相手側にはそのように映っているということは事実でございます。そして、そういう信念を持って取り上げられておる以上は、これに對しまして、日本の事情も勘案しながら、相互理解の上で何とか解決ができないかというのがいま私どもの立場でございます。

それから第二の、経済政策が福田内閣から今日に至るまで成果を上げなかったんじゃないかという、これはそうじゃないのです。成果を上げたと思ひます。すなわち七〇％成長というのはいろいろな要素から成り立っておりますけれども、本筋は、内需を喚起いたしまして輸入をふやすのだということであつたわけでございます。内需は、政府が最初予想しておつたよりよい内需の喚起に成功したわけでございまして、去年も実績が八・二％、内需が対前年ふえているわけでございます。そしてそれが影響いたしまして、去年の秋から貿易収支も経常収支もだんだん改善を見えております。基礎収支や総合収支はもうすでに赤字でございます。そこまで私は成果を上げておると思ひます。

ただ一点、余り為替市場が不安定でございまして、海外余剰の面で大きな狂いが生じたことは御指摘のとおりでございます。その点は政府は不明はわなければいかぬと思ひますけれども、これは計画経済をやっているわけではございませんし、世界のあいつが為替市場が荒れ狂った状態を一内閣の手で支えるなんというところはとて

の問題に對します対応ですが、これは大平内閣最大の懸案にもなつてゐるというふうに思ひます。今回のアメリカの対日要求を見ます上で注目されますのが、ジョーンズ米下院対日貿易監視小委員長、この人がことしの一月末に發表した報告書だといふふうに思ふわけです。この報告には、日米兩國において貿易不均衡を除去する基本的な変化が生じない限り、危機は再び起こるといふふうに警告をしまして、円高による収支の不均衡には限界があるといふふうに指摘をしております。

そして、六つ言っておりますが、まず一つは輸入カルテル、二つ目は外国銀行の活動への差別、三つ目は政府の調達、四つ目は自動車輸入に対する行政措置、五つ目が農産物の輸入制限、六つ目にコンピュータ業界への政府の補助金、こういう

いったものを日本の貿易障害というふうにしてやり玉に上げまして、その変更を迫っているわけですが。まさにこのような主張といえますのは、日本の産業あるいは経済の仕組みや制度につきましての自主性を侵すものだというふうには私は考えます。これに対して総理はどのようにお考えになつておられるでしょうか。

○大平内閣総理大臣 ジョーンズ報告でございすが、御指摘のように一月三十一日に発表された報告でございすが、これにつきましてはいま御説明がございしましたが、私ども、この中にはわれわれとして理解できるところもございするし、また、事実の誤認等もあるのではないかとと思われる節もございまして、一つの意見として承ったわけにございします。

これに対しては、いろいろ提言が含まれておりますが、それに対してどう思うかということにございすが、私は世界の自由な貿易体制を進めていく、関税を低めたり貿易障害を除去したりいたしまして、できるだけ自由な貿易の拡大を図っていくことが世界の安定、経済の安定、繁栄のために大切である、そういう方向でわが国の努力が足らぬ点の御指摘でございしますならば、これはジョーンズさんばかりでなく、どなたからの批判も謙虚に聞かなければならぬのではないかと思います。しかしながら、いま藤原さんが御指摘のように、それぞれの国にはそれぞれの個性がございしますし、事情もございまして、そう言うものの、そういうことがにわかにはいいたしてもむづかしい事情もございします。また、やることによりまして多くの深刻な影響が生まれない保証もございしません。したがって、そういう場合にそれぞれの主権国家がそれぞれの判断に基づきまして処理していくわけにございまして、日本は日本なりに、先ほども申し上げましたように、内需の喚起を通じて本格的に収支の均衡化に努めて顕著な実績をいとおさめつつあるわけにございします。また、政府調達問題を初めいたしまして個々の問題につきましては日米双方でも話し合いをいたしまし

て、解決すべきものは解決いたしつつあるわけにございします。言いかえれば、ジョーンズ報告なるものにつきましては、われわれとして参考にすべきものもございしますれば、いかがと思われる御意見もありませんが、われわれといたしましては自主的に対応していくべきものと考えております。

○藤原委員 総理、アメリカの対日要求というのはジョーンズ報告の内容にとどまるものではございません。ことしの三月の下旬に来日いたしましたオーエン米大統領特別代表、この人は日本政府に對しまして、輸出主導型の黒字体質を改善するための中長期的な市場の開放、産業、経済構造調整のビジョンを示せ、こういうふうな要求しているわけですが。マンズフィールド駐日大使が三月十六日に提案をいたしました日米経済の諸問題を早期に解決するための合同研究グループ設置の構想、これもこうした長期的な対日戦略に沿って日本の経済の運営あるいは産業の政策を監視をする常設機関をつくるということをやねらっているわけにございします。

このようにいたしました対日戦略の当面の標的となつたのが電電公社の資材機材のアメリカ商品への門戸開放問題だ、こういう問題であるわけにございしますが、それでも大平総理は、電電公社の資材等をアメリカに門戸開放することによって国内の中小企業が打撃を受けないというふうな断言できるわけにございしますか、いかがでしょうか。

○大平内閣総理大臣 中長期的な展望について研究しようじゃないかと、あるいはそういう指針が示されることは望ましいじゃないかという御意見があることは私も承知いたしております。しよつちゅう黒字が出る、赤字が出る、そういう非常に不安定な状態でなくて、中長期にわたりまして日本はどういうことをやる、アメリカはどういうことをやるという展望が出てくれば、おのずからそこに安定した展望が立つんじゃないかという

ことは、御指摘になりましたオーエンさん、マンズフィールド大使ばかりでなく、どなたも考えられておることであろうと思うにございします。問題は、そういうことを日本といたしましてどういう展望がつけられるか、そういう問題がわれわれの問題として検討しなければならぬものと思つております。

ただ、いませつかくの御指摘でございしますが、電電公社の問題は中長期的な展望との関連においてアメリカが提起しておられるというお話がございしましたが、私はそのようにはお話でございして、中長期的な展望問題というのは、これから日本が内需を中心とした産業を輸入指向型に持つていくというところは、金融、税制、産業政策万般にわたりますので総合的なアプローチの問題であらうと思うのでありまして、電電公社の問題というのは、現在黒字国である日本に對しまして、ここにもっと魅力のある市場があるのだから、黒字国の姿勢として開放することは考えられないかという個別的な問題として提案されておるのではないかと、わが国の事情が許す限りどの程度までこれに對応できますか、政府が真剣にいま考えておるところでございします。

○藤原委員 秋草総裁に質問したいのですが、時間がありませんので要望だけにしておきたいと思ひます。それは、私はいままで述べました問題とあわせて、国内における契約のあり方、これにも問題があるというふうな思ひがあります。それは、電電公社は大企業との間で契約を結んで、しかも国内調達の半分以上というのは日本電気、富士通、日立製作所、沖電気工業の四社で占められるというふうな言われてゐるわけにございします。ですから私は、電電公社が国民から負託をされた電氣通信サービスを行うという立場に立てば、調達の企業の公開を初めとした契約制度をガラス張りにするべきではないかという、これは返答いたしたく時間がありませんで要望したいというふうな思ひにございします。

それと同時に、最後に、報道によりますと大平総理は六月の東京サミットを成功裏に乗り切るための譲歩の姿勢というふうにも書かれてゐるわけにございしますが、こういう態度はまさにアメリカへの屈服なんだというふうな思ひます。日本の経済の主権を売り渡すものだというふうには私は感じております。結局それは国民にツケが回つてくる、犠牲をしわ寄せする、ましてやこの背後には、カーター政権に影響力の強いIBMの国際的な情報独占あるいは通信機器部門への進出などの戦略があるというふうな考えられるわけにございします。カーター政権のバーンズとかブラウンとかの国務大臣及びハリス住宅都市開発長官、この三人は御存じだろうと思ひますがIBMの元取締役をしてゐる人です。これを見ましても、IBMはカーター政権に多くの人材を送り込んで影響力を行使しているというふうな言つても決して過言ではない。まさにこれの仕掛け人はIBMではないか、こういうことでは。今回の東京ラウンドに関連しての電電公社の……

○石野委員 藤原君、時間が超過してありますから簡略にやつてください。

○藤原委員 わかりました。電電公社の物資調達の門戸開放という問題はこういう大平内閣の姿勢を問われる問題だと思ひます。大平内閣はこうした多国籍企業の利潤追求に屈するのなら日本の将来に大変大きな禍根を残すという重大な問題だ。私は、答弁をいたしたく時間がありませんから、こういう禍根を残すようなことは大変な問題だ、このことを強く指摘をして終りたいと思ひます。

○石野委員 次に、伊藤公介君。伊藤（公）委員 さまざまな質問がございしたけれども、私はきょうの夕刊に載っております最も新しい情報について、今後の方針をどのようにお考えになつてゐるか、総理に端的にお尋ねをしていきたいと思ひます。

東郷・ストラウス第二回会談は、日本側が提示した日米経済案件の一括的な譲歩案に對してアメリカ側が初めて回答を出した。これは日本側の案に對して拒否をされたということですね。これは電氣通信の本体が含まれていないということに日

本側案の受け入れを拒否したわけであり。特にアメリカ側は、電電公社がアメリカ製品に一〇〇%門戸開放するのたてまえをとらない限り日米間の不公平は解消せず、対日保護貿易主義に傾いているアメリカ議会を納得させるわけにはいかないという意見を述べられた。さらに日本側がこの譲歩をする余地があるかどうかということがこれからの非常に重要な問題だと私は思っており、求めてきている。日本政府としては前日、アメリカ側に提示をした譲歩案が最終案としてこれ以上譲歩の積み増しはないという方針を決定しているけれども、同交渉に今後最悪の事態を打開するのにどのような方針で臨んでいくか、これはまさに総理の非常に高度な政治判断という段階に私は来ていると思えますけれども、これ以上の譲歩の余地はない、こう総理はお考えになっていらっしゃるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○大平内閣総理大臣 冒頭に新聞報道と本問題の処理についての御注意をちょうだいしたわけですが、いままだ交渉が継続中でございまして、新聞の記事に対して私は答えるというわけにまいりません。問題は、いま最終の段階に参りまして、政府といたしましてはこの問題の納得のいく処理をしなければならぬと考えて鋭意検討をいたしておるところでございまして、どのようないたしますかというようなことをいまこの段階で私から申し上げるわけにはまいらぬことをお許しをいただきたいと思います。

○伊藤(公)委員 新聞報道はともかくとして、日本側が提示をしたこの最終案と言われる案をまだ手直しをするという余地があるのかどうか。あるいはいふん御議論がありましたか、日本のノーハウをこれ以上オープンにしては——この一線、最後のとりでを守れという意見がすいぶん強い。これは郵政大臣あるいは秋草総裁、辞任をするという決意でこれに臨んでいるわけですから、そうした中で、政府が出した最終案、これに対してもう譲歩する余地はないのか、あるいはなお少し

だ裸になっても譲歩して進めるという用意があるのかどうか、その感をお尋ねしたい。

○大平内閣総理大臣 先ほど申しましたように、一方の極は日米関係を考えるということ、もう一方の極は電電公社が国民に対する責任を果たすということに致命傷を与えてはならぬというところでございまして。それは十分私も踏まえた上で決断をしようか、ということにございまして、いま鋭意検討をしておるところでございまして。

○伊藤(公)委員 そうしますと、大平総理、訪米されるにもう六日間しかないわけですね。もう東郷大使が最後の訓令を受ける、次の会談が恐らく最終になるのではないかと私は思っているわけですが、そうしますと、総理訪米前にこの問題についてあえて決着をしないで首脳会議に臨むということもあり得るのかどうか、御見解を承りたいと思えます。

○大平内閣総理大臣 われわれ納得がいく解決ができれば、きょうでもあしたでも解決したいと思っておりますけれども、納得がいかない場合には、解決を急がなければならぬという理由はないと思えます。

○伊藤(公)委員 そうしますと、交渉でありますから、現段階で言い得ない部分のあることも私もよく承知をいたしているわけですが、私は電電公社の総裁が辞意を示された、そのときの記者会見の一文を見ましても、とにかく力が足りずに残念だ、二十一日昼ごろ官房長官から近く総理に会ってもらうとの趣旨の電話をもらったけれども、私としてはすでにお預けをした身柄だと言いはれない、こういう立場に追い込まれたことは、私ばかりか全公社員が不満だ、私の行動が政府に盾を突くととられることも考えたが、こうするほかはなかった。これはもう最高責任者として、総理に最後の決断を仰がなくても何とか決着はできますよという意気込みで総裁はやつてこられた。郵政大臣を筆頭に郵政省もそういう姿勢で一生懸命がんばってきた。しかし、いま最後のそのとりでを明けてしまふかどうかという最後の

一線に実は来ていると思うわけであり。この貿易の収支のバランスをとらなければならぬということ、これはもうほとんどの合意でありますけれども、日本のこれだけの、電電公社がまさに世界一と自負している高度なノーハウをこうした形でオープンすることがいいかどうか。たとえば、かつてイギリスも入札を自由に、競争入札にした、しかるところ、非常に効率が悪いといってこれをまたもとに戻したというケースもある。いま日本とE.Cとの間でも、この電気通信についてはこれを取り除くということについて十二日に調印をしたばかりですね。なぜアメリカだけに對してこの最後のとりでを明け渡さなければならぬのか。各委員が主張されて御質問されたとおり、これはもう牛肉か何かの問題とは違う。日本人の頭腦の問題、しかも電電公社の方々が長い間蓄積してきたそのとりでを、どうしても最後の一線は守りたいという強い意思を示されておる。総理はそういう立場に立つて最後の御決断をいただきたいというふうに私は思います。

会談はもう時間がそうないわけですが、総理訪米前に必ずしも決着をつけないまでも、この問題についてはじっくり取り組むといういま御答弁があったと私は承っておりますけれども、いま政府が出した修正案ですね、最終案というものは、現段階で総理はこれは非常にかたいものだという御意思を持っていらっしゃるのかどうか、もう一度重なお尋ねしたいと思います。

○大平内閣総理大臣 政府は責任を持って交渉いたしておるわけでございまして、安易にみずから意見を、よほどのことがない限り変えられないわけではございません。私もいたしましては、この問題、重要性をよく承知いたしておるつもりでございまして、全力を傾けて解決に当たりたいと思っております。アメリカ側においても日本の立場はなりません。アメリカ側においても日本の立場に對して十分な理解を持って、できたら互譲の精神で納得のいく解決がないものかといまなお思っております。

○伊藤(公)委員 時間が参りましたので、質問を終わります。	
○石野委員長 次回は、明二十六日午前九時三十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。	
午後五時六分散會	
通信委員會議録第五号中正誤	
少 段 行 誤	正
一 四七 話り	お諮り
三 一六 質問	質問
三 一七 質問	するにしても
同 第六号中正誤	
少 段 行 誤	正
三 一七 音声多量放送	音声多重放送
三 三五 経済的基盤	経済的基盤
三 一三 四・六%	四六%

昭和五十四年五月七日印刷

昭和五十四年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局